

令和4年西予市決算審査特別委員会（厚生分科会）会議録

1. 開催日時 令和4年9月14日
 1. 開催場所 西予市議会全員協議会室
 1. 開 会 令和4年9月14日
 午前 8時59分
 1. 閉 会 令和4年9月14日
 午後 4時9分

1. 出席委員

班長 竹崎 幸仁
 副班長 酒井 宇之吉
 委員 宇都宮久見子
 委員 中村 一雅
 委員 二宮 一朗
 委員 森川 一義

1. 欠席委員

なし

1. 説明員

生活福祉部長
 兼福祉事務所長 一井 健二
 医療介護部長 藤井 兼人
 市民課長 谷口 佳代
 税務課長 宮中 英希
 人権啓発課長 山下 一彦
 環境衛生課長 大塚 義導
 健康づくり推進課長 大野本 敦
 福祉課長 池田いずみ
 子育て支援課長 宇都宮 博
 長寿介護課長 土居 文人
 西予市民病院事務長 麓 寿春
 野村病院事務長 垣内 千幸
 つくし苑事務長 岩本 博文
 城川支所生活福祉課長 中城多喜恵
 三瓶支所生活福祉課長 兵頭 俊也
 市民課長補佐 二宮 国男
 市民課係長 小野 恵
 市民課係長 松田 望
 市民課係長 竹田 哲志
 人権啓発課長補佐 三好俊一郎
 人権啓発課主事 兵頭 央
 環境衛生課長補佐 武内幸希典
 環境衛生課係長 三好 進祐
 健康づくり推進課長補佐 井上 理恵
 健康づくり推進課長補佐 宇都宮弥生

健康づくり推進課係長 権田 恭子
 健康づくり推進課係長 松本 史子
 福祉課長補佐 大内 俊二
 福祉課係長 竹内 奈美
 福祉課係長 三好 和義
 福祉課係長 萩原 武志
 子育て支援課長補佐 信宮 佳子
 子育て支援課係長 清家 亮
 子育て支援課係長 村上 真紀
 長寿介護課長補佐 竹中 千恵
 長寿介護課係長 野本 伸治
 長寿介護課係長 山下 元紀
 医療対策室長 亀岡 敦志
 医療対策室係長 片山 裕介
 西予市民病院事務長補佐 竹内 寿男
 西予市民病院事務局係長 稲葉 和司
 野村病院事務長補佐 富永 一彦
 野村病院事務局係長 西森 潤
 つくし苑事務長補佐 松崎 美智

1. 出席議会事務局職員

調査係長 大森 恵津

1. 会議に付した事件

- 認定第 1 号 令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
 認定第 3 号 令和3年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 認定第 4 号 令和3年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 認定第 5 号 令和3年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 認定第10号 令和3年度西予市病院事業会計決算の認定について
 認定第11号 令和3年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について

1. 会議の経過 別紙のとおり

開会 午前 8 時 59 分

○酒井副班長

開会宣言を行うとともに、班長に挨拶を促す。

○竹崎班長

挨拶を行う。

○酒井副班長

一井生活福祉部長に挨拶を促す。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

挨拶を行う。

○酒井副班長

以降の進行を班長に委ねる。

【生活福祉部】

【市民課】

○竹崎班長

それでは、審査に入りたいと思います。

認定第 1 号「令和 3 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」市民課の所管分について議題といたします。

歳入について、担当課長の説明を求めます。

○谷口市民課長

それでは、認定第 1 号「令和 3 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」の市民課所管分について、決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、事前に通告のあった事務事業について御説明をさせていただきます。

まず、成果報告書 91 ページ、マイナンバーカード交付事業のほうを御覧ください。

一般会計決算書は 107 ページになります。

マイナンバーカード交付事業であります。この事業は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づきマイナンバーカード及び電子証明書を交付するものでございます。

事業の内容でございますが、マイナンバーカードの新規更新、再発行等の交付申請書の受け付けや専用端末を使用した申請手続のサポート、カードの交付及び暗証番号の設定、公的個人認証の発行、更新を行っております。あわせて、マイナポータルでの健康保険証の初期利用設定やマイナポイント取得に係る申込み手続等マイナンバーカードに関する各種手続のサポートも行っております。

続きまして、実績評価についてですが、前年度の累積交付件数は 1 万 1,720 件でありましたが、令和 3 年度の累積交付件数は 1 万 9,730 件と

8,010 件増加しており、交付率も年度末で 22.4% 増の 53.86%と増加いたしました。

国のマイナポイント事業に加え、政策推進課、経済振興課、市民課が共同して実施しました商品券事業やそれに伴う休日窓口の開設の効果が増加の要因と考えます。

国は令和 4 年度には、マイナポイント事業第 2 弾を実施し、マイナンバーカードの国民全体への普及を目指しており、西予市においても今後も引き続きさらなる普及促進を行ってまいります。

以上で認定第 1 号「令和 3 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」市民課所管分の説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

○竹崎班長

谷口課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○酒井副班長

マイナンバーカードの国のポイント制のやつが、意外と国の指導してるポイント制が分かりにくいという市民があるんですけども、これについて、もう少し分かりやすく説明できないでしょうかね。

○竹崎班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 8 分）

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 9 分）

○谷口市民課長

今年度マイナポイント第 2 弾が開始されているところですが、それについて御説明いたします。

今回は、第 1 弾で開始しましてカードを取得したときに、5,000 円分のポイントが第 1 弾でもらえたんですが、今回令和 4 年度の第 2 弾については、そのポイントに加え、健康保険証とマイナンバーカードを紐付けましたら 7,500 円分、そしてさらに、公金の受取口座を登録しましたら 7,500 円分のポイントが国で付与されます。そのあとに付随して県版のマイナポイントというのも増加しました。それはさらに、対象の業者が限られるんですが、例えば、エフカマネーとか、Pay Pay とか、現在は WAON とか、そういう 8 社があるんですが、それに限定しまして、愛媛県版のマイナポイントも付与されるようになります。ですので、総計 2 万 4000 円分が今回、新たに取得された方には、ポイントが付与されるようにな

ります。

○酒井副班長

一番最初にとった人は書き替えが済んでるんですよ。1 回目の一番最初にとった大平部長は、マイナンバーカードが出てすぐに取得した人は、私 2 枚目なんです。2 回目なんです。その人たちにはポイント制度はどのようになったんですか。

○谷口市民課長

カード自体は 10 年間なんです、電子証明書の更新が 5 年間ですので、もちろんそれは更新をするようになります。更新されて、そしてこのマイナポイント事業に申請されたら付くようになります。新規に 5,000 円分で取得された方は新規の 5,000 円分はつかないんですが、新たに保険証と口座の方の登録をされた方、そして、県版のポイントに申し込まれた方は、今回新たに付与されるようになります。

○酒井副班長

ということは、私は、途中で電子のほうに変わったんですよ。電子になって変わったんですけども、その人たちは自分で申請しないとポイントができないでないということですね。自動的に出ないということですね。

○谷口市民課長

おっしゃるとおりです。

○竹崎班長

そのほかありませんか。

○宇都宮委員

昨年度の決算の提言を議会からさせていただいた中で、提言の回答として会計年度任用職員を 1 名任用してグループ単位や学校等へ出張申請を行うということをいただいていたかと思うんですけども、このあたりはどのようなことを実行されたのかお尋ねします。

○谷口市民課長

令和 4 年度の取組になるんですが、令和 4 年度からマイナンバーカードの普及促進事業が情報推進室から所管されて市民課へ移行されました。それに伴いまして、交付事業と併せて普及促進を強化しております。

今ほど御質問のありました件ですが、主に出張申請サービスというのに取り組んでおります。このカードの未取得者の方は、やはり申請と交付の手續に 2 回市役所に来庁されないといけないというところがネックになっているために、職員自ら

が出張申請をして申請をするという取組をしております。いろんな企業とか高校とか病院とかそういうところに申込みがあったところに出向いて、現在のところ 17 カ所ほど出向いて 160 件の出張申請件数を受けております。

○竹崎班長

そのほかありませんか。

○中村委員

不用額についてお尋ねします。

150 万円余り不用額が出ている。一方で歳入のほうは国からの支出金ではば賄われているのかなというふうに見えるんですけど、国から 1210 万 4000 円、支出があって財源として不用が出ると何となく私どもとしてはもったいないというか、使い切ればよかったなみたいなことをつい思ってしまうんですが、その不用が出た原因、理由といえますか、そういう不用額についてはどういう処理になるのか教えていただけたらと思います。

○竹崎班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 14 分）

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 16 分）

○谷口市民課長

今ほどの御質問について回答いたします。

まずこの不用額の 150 万 9000 円でございますが、これについては当初マイナンバーカードを交付する際、申請時来庁といって申請時のときに、本人確認ができて暗証番号を設定しましたら、今度カードができたならその交付は郵便で送る設定で予算を組んでました。思ったより申請時来庁方式の分が少なかったということで郵送料が余ったということになってます。

全体のマイナンバーカード交付事業自体の実績額について 1231 万 9000 円ございますが、これの内訳の国の支出金、国の補助金の分は、J-LIS といってカードをつくる地方共同体みたいなどころがあるんですがそこに負担金を払っております。その分が国の補助金事業で、あとの郵送料や消耗品については、いろんな諸証明の手数料を充てておりますので、国に戻すという考えではございません。

○竹崎班長

そのほか質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎班長

以上で質疑を終結といたします。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時21分)

○竹崎班長

再開を告げる。(再開 午前9時22分)

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第1号「令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」市民課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎班長

挙手全員です。したがって、原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時23分)

○竹崎班長

再開を告げる。(再開 午前9時23分)

では次に、認定第3号「令和3年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時26分)

○竹崎班長

再開を告げる。(再開 午前9時28分)

○谷口市民課長

それでは、認定第3号「令和3年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」決算書及び主要な施策の成果報告に基づき御説明させていただきます。

成果報告書96ページを御覧ください。

事業勘定より御説明させていただきます。

1. 財政状況、決算規模と決算収支でございます。

歳入合計が50億4533万円、歳出が49億8250万4000円となっており、差引収支額の6282万6000円が令和4年度の繰越金となります。

次に、歳入歳出決算の状況でございます。

第1－1表から主な科目を抜粋して御説明いたします。

まず、歳入から説明させていただきます。

国民健康保険税は8億1336万9000円で、前年度より1716万円の減額となっております。減額の理由は、被保険者数の減少と新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国保税の減免によるものです。次に、国庫支出金は266万2000円で前年度より511万5000円の減額となっております。減

額の理由は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国保税減免分に対する財政支援が減少したことによるものです。次に、県支出金は37億648万2000円で、前年度より1992万6000円の増額となっております。増額の理由は、保険給付費の増加に伴うものです。歳入決算額は50億4533万円で、前年度対比1億6328万4000円の減額となっております。

続きまして、歳出の御説明をさせていただきます。

保険給付費は36億4349万4000円で、前年度より3027万8000円の増額となっております。増額の理由は、令和2年度は新型コロナ感染拡大に伴う受診控えや新型コロナ感染症対策の結果、呼吸器系等のほかの感染症が減少したことにより療養給付費額が一時的に減少しましたが、その後、感染防止対策が整ってきたことなどから、医療機関を受診される方が徐々に増加し保険給付費が増加したことによるものです。次に、国民健康保険事業納付金は11億4359万9000円で、前年度より4862万3000円の減額となっております。市町が支払う保険給付の一部を県が市町に交付するための財源として、県が市町から徴収するものであり、県が全体の給付費の必要額の見込みを立て、必要額を市町ごとの所得水準や医療費水準を考慮して算定するものでございます。令和3年度については保険給付費が減少する見込みであったこと、国から県に交付される前期高齢者交付金の精算交付額が大きかったことなどから減額となっております。次に、基金積立金は2417万7000円で、前年度より1億8127万6000円の減額となっております。前年度の繰越金の一部を財政調整基金に積み立てるものですが、令和2年度決算の繰越金が令和元年度より減少したことにより基金積立金が減額となっております。歳出決算額は49億8250万4000円で、前年度対比で1億5714万2000円の減額となっております。

以上で、歳入歳出決算の状況についての御説明とさせていただきます。

次に、3. 保険税の収納状況について御説明いたします。

表第1－2表を御覧ください。

収納率は現年分の一般が97.84%、滞納繰越分の一般が48.62%となっております。今後も高い収納率を維持できるよう努力してまいります。

ここで、収入未済額及び不納欠損額について説明申し上げます。

特別会計決算書の 25 ページと 26 ページを御覧ください。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、収入未済額が 3121 万 1001 円、不納欠損額が 492 万 1187 円となっております。次に、1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、2 目退職被保険者等国民健康保険税、収入未済額が 5,709 円、不納欠損額が 5 万 8600 円でございます。納税指導、文書催告、財産調査、債権差押え、執行停止処分を積極的に実施し、徴収困難事案等については、愛媛県地方税滞納整理機構に移管して徴収を強化したことから、収入未済額は前年度より大きく減少しました。なお、不納欠損額につきましては、地方税法に基づき処理を行っております。

続きまして、成果報告書に戻りまして 97 ページを御覧ください。

西予市の国民健康保険の概要から一部を抜粋して御説明させていただきます。

Ⅱ. 被保険者数でございますが、国民健康保険世帯数と被保険者数ですが、国保世帯数、被保険者数とも年々減少しております。年齢構成別では、60 歳以上の被保険者数は 6,064 人で、全体の 65.4%を占めています。

次に、98 ページを御覧ください。

保険給付の状況でございます。療養諸費額は 42 億 2262 万 8000 円、療養諸費件数は 17 万 7184 件となっております。前年度との比較について、一般被保険者については、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う受診控え等により、療養諸費額 1 人当たりの療養諸費が一時的に減少したものの令和 3 年度については微増となっております。

続きまして、100 ページを御覧ください。

特定健康診査等事業について御説明させていただきます。

事業の内容につきましては、特定保健指導を必要とする対象者を抽出するため、各地区での集団検診、医療機関での個別検診を行っております。特定保健指導の対象者が、生活習慣で改善できるよう保健師と管理栄養士による生活習慣病の予防、重症化予防を目的とした個別相談、訪問等を実施いたしました。

事業の評価としましては、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴う受診控え、急な日程・場所変更等により、受診者、指導率とも大きく減少しましたが、令和 3 年度は健診会場を公民館等の身近な施設に戻したことなどから受診率、指導率が向上いたしました。

今後は発症予防、重症化予防に重点を置いた取組として、未受診者対策、医療機関等と連携を図りながら、一人ひとりの状況に合った生活習慣病の改善に向けた指導等を継続して実施したいと考えております。

続きまして、101 ページを御覧ください。

診療施設勘定について、主な科目を抜粋して説明いたします。

まず診療施設勘定の決算状況でございます。

令和 3 年度は土居診療所、二及診療所、周末診療所の 3 つの国保直営診療所を運営いたしました。

診療状況につきましては、過疎・少子化の進展及び患者の市立病院と基幹病院への志向の高まりなどにより、全体的に診療件数、診療報酬は年々減少している傾向でございます。

1 日当たりの診療件数は土居診療所が 19.4 人、二及診療所が 20.7 人、周末診療所が 21.5 人となっております。

続きまして、102 ページを御覧ください。

財政状況について御説明いたします。土居診療所から説明いたします。

診療収入は 3007 万 4000 円で、歳入決算額は 4022 万 2000 円になります。歳出決算額は 4933 万 7000 円で、歳入歳出差引額はマイナス 911 万 5000 円となっております。

続きまして、二及診療所についてでございます。

診療収入は 2411 万 3000 円で、歳入決算額は 2874 万 4000 円になります。歳出決算額は 6379 万 5000 円で、歳入歳出差引額はマイナス 3505 万 1000 円となっております。

続きまして、周末診療所についてでございます。

診療収入は 2022 万 6000 円で、歳入決算額は 2495 万円になります。歳出決算額は 2099 万 3000 円で、歳入歳出差引額は 395 万 7000 円となっております。

最後に、市民課の区分になりますが、これは、各診療所における歳入歳出差引額をまとめた一般会計からの繰入金 4025 万 9000 円と事業勘定からの繰入金 492 万 4000 円、計 4518 万 3000 円になり

ます。診療施設勘定の合計は、歳入歳出ともに1億3417万5000円となります。

103 ページからの土居診療所運営事業ほか2件についての説明は省略させていただきます。

以上で、認定第3号「令和3年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」説明を終わります。

御審査のほどよろしく願いいたします。

○竹崎班長

谷口課長の説明を終わりました。

これより質疑を行います。

○森川委員

特定健診診断の人数を受ける人をもう少し増やすように考えてもらったらと思います。

○谷口市民課長

特定健診診断、非常に受診は大切なことですので、今も取り組んでおりますが、今まで以上に勧奨通知を強化して、また現在も土日とかもしているんですが、そういうところなるべく多くの方に受診していただくように働きかけを強化したいと思っております。

○竹崎班長

そのほかございませんか。

○酒井副班長

今のお話は、健康づくりともしっかり連携とる必要があるんじゃないですか。

○谷口市民課長

おっしゃるとおりで健康づくり推進課と連携して取組みたいと思います。

○酒井副班長

高額医療に対して、この決算の中で人数的にはどれぐらい出て、一番高額な金額はどれぐらいであったのか説明していただいたらと思います。

○竹崎班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時39分）

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午前9時39分）

○谷口市民課長

今ほど手持ちの資料ございませんので、調べまして後ほど回答とさせていただきたいと思います。

○酒井副班長

心臓の開胸、心臓病で胸を割ったときは何百万というお金がいるんですね。それが結局、請求されてくる場合があって、現在は大きな病院は全部病院のほうで申請処理やってくれるんですけど

も、昔は違ってたことを記憶しておりますので、その辺りも非常に制度的によくなったのかなと、ここの場合は窓口へ来て自分が申請しなければ、多々あるでしょう。そういう問題があってお尋ねをいたしました。ほかに他意はございませんので、後ほど数字示していただいたら結構です。

○竹崎班長

そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎班長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

認定第3号「令和3年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の承認（認定）について」認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎班長

挙手全員により、当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時41分）

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午前9時43分）

次に、認定第4号「令和3年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

○谷口市民課長

それでは、認定第4号「令和3年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」決算書及び主要な施策の成果報告に基づき御説明させていただきます。

まず、成果報告書105ページを御覧ください。

後期高齢者医療特別会計決算の状況でございます。財政状況、決算規模と決算収支について御説明いたします。

後期高齢者医療制度は、高齢者に係る医療費を社会全体で支え合い、病気やけがをしたときに誰もが安心して医療を受けることができるよう国の医療制度改革により、従来の老人保健制度に代わり新たに75歳以上の方を対象として、平成20年4月から施行され、各都道府県の全ての市町村が加入する広域連合が運営を行う独立した医療制度でございます。

決算状況ですが、令和3年度の歳入は6億8772万4000円、歳出は6億6490万8000円とな

り、差引額は2281万6000円で、翌年度繰越金となります。

この制度における保険料収入は、広域連合納付金として納入いたします。令和4年3月分及び出納整理期間の令和4年4月、5月分の保険料収入を広域連合へ納入いたしますが、保険料収入額の広域連合への報告が翌年度の報告となるため、保険料相当分が繰越金となるものでございます。

次に、歳入歳出決算の状況でございます。歳入について抜粋して御説明いたします。

表の第1-1表になります。

被保険者の保険料が4億1489万1000円、繰入金2億4298万2000円のうち2億290万3000円は保険料軽減措置に伴う保険基盤安定分で、4007万8000円は事務費と愛媛県後期高齢者医療広域連合の共通経費分となっております。繰越金が1857万1000円、諸収入の1122万7000円は後期高齢者医療健康診査の受託収入が主なものでございます。歳入合計6億8772万4000円で、前年度対比2108万8000円の増加となっております。

次に、歳出について抜粋して御説明いたします。

総務費は2453万7000円、後期高齢者医療広域連合納付金が6億2858万8000円で、歳出全体の94.6%を占めております。保健事業費は1163万円になります。歳出合計では6億6490万8000円で、前年度対比1684万3000円の増加となっております。

次に、3. 保険料の収納状況でございます。

表は第1-2表になります。合計のみ御説明させていただきます。

調定額4億1620万6100円、収納済額4億1459万3850円、還付未済額29万7110円、不納欠損額7万8740円、未収額153万3510円、収納率は99.61%となっております。

ここで、歳入の収入未済額及び不納欠損について説明を申し上げます。

特別会計決算書の70ページと71ページを御覧ください。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、2 目普通徴収保険料、1 節現年度分、収入未済額が100万8970円でございます。未納の主な理由は、行方不明、死亡、その他となっております。

2 節過年度分、不納欠損額が7万8740円でございます。内訳は、行方不明、死亡、その他となっ

ております。収入未済額が45万2450円、未納の主な理由も行方不明、分割納付、その他となっております。

続きまして、成果報告書に戻りまして106ページを御覧ください。

被保険者数について説明申し上げます。

表は第2-1表と、第2-2表になります。

令和3年度末の被保険者数は8,947人で、前年度より4人の減少になります。所得階層別の内訳ですが、低所得者Ⅰが1,531人、低所得Ⅱが3,589人、一般が3,613人、現役並み所得者Ⅰが145人、現役並み所得者Ⅱが48人、現役並み所得者Ⅲが21人となっております。

次に、医療費の状況について説明申し上げます。

表が第3-1表になります。令和3年度と前年度の増減の合計を説明させていただきます。

件数が3,299件の増加、金額も8874万7200円の増加となっております。

続きまして、107ページを御覧ください。

表が第3-2表、支給費になります。令和3年度と前年度の増減の合計を説明させていただきます。

件数は112件の増加、金額は14万2988円の増加となっております。

続きまして、第3-3表、医療費でございます。令和3年度と前年度の増減について、一人当たりで説明させていただきます。

件数については、前年度とほぼ横ばいの1カ月当たり2.6回で、金額では7万2337円で、1,678円の増加となっております。

続きまして、特定健診の受診状況について説明申し上げます。

表が第4-1表になります。

令和3年度の受診者数と受診率についてでございます。

受診者数は1,091人、受診率は13.8%で、昨年度と比較し受診者数は71人増加しております。

第4-2表、歯科口腔健診についてでございます。令和3年度の受診者数と受診率を説明させていただきます。

受診者数は70人、受診率は0.9%で、昨年度と比べて受診者数は11人増加しております。

以上で、認定第4号「令和3年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」説明を終わります。

御審査のほどよろしく願いいたします。

○竹崎班長

谷口課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時53分）

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午前9時58分）

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎班長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

認定第4号「令和3年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎班長

挙手全員により当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時58分）

【人権啓発課】

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午前10時7分）

それでは、人権啓発課に移りたいと思います。

認定第1号「令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」人権啓発課所管分について議題といたします。

まず歳入について、担当課長の説明を求めます。

○山下人権啓発課長

それでは、認定第1号「令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」人権啓発課所管分の歳入から御説明させていただきます。

一般会計歳入歳出決算書の67ページと68ページをお開きください。

20款諸収入、3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、15節住宅新築資金等貸付金元利収入256万957円であります。内訳は、住宅新築資金等貸付金元利収入（過年度分）の256万957円です。

令和3年度末累計滞納額の合計は8108万5824円、計35件となっております。その内訳は、住宅改修資金貸付金元利収入、収入未済額491万8190円が7件、住宅新築資金等貸付金元利収入、収入未済額が7616万7634円、28件となっております。

ます。

主な原因は、督促を継続している中で、経済的な問題や納付意思の欠如及び行方不明や本人及び相続人並びに保証人が死亡している事例も見受けられるなど徴収困難な案件による未払いとなります。

なお、一昨年度から、全ての債務者の自宅訪問による実態調査及び返済相談、特に督促に返答のない債務者に対して訪問して返済相談を行っております。その成果もあり、返済の滞っていた債務者から令和2年度は、前年比235万4282円増の訪問相談の成果が出ていたところですが、令和3年度は、返済相談が一通り一巡し、返済額が頭打ちの傾向が見られ、令和2年度比で102万4977円の減額となっております。

今後も、債務者それぞれの事情に合わせ、滞ることがないように粛々と返済を促してまいりたいと考えております。

徴収困難な案件に関しましては、法令や契約に従った債権放棄、不納欠損も積極的に視野に入れ、具体的に債権の整理を進めたいと考えています。

今後も督促を継続し収納に努めてまいります。

不納欠損はございません。

以上で、人権啓発課所管の歳入についての説明を終わります。

御審査のほどよろしく願いいたします。

○竹崎班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「人権啓発庶務事業」について担当課長の説明を求めます。

○山下人権啓発課長

それでは、決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、事前に通告のあった事務事業について御説明させていただきます。

まず、主要な施策の成果報告書66ページの人権啓発庶務事業を御覧ください。

決算書は139、140ページになります。

この事業は、社会情勢を鑑み、突発的に起こる人権問題などに柔軟に対応するため、未然防止対策を実施する事業です。

新型コロナウイルス感染症拡大状況下のため積極的な推進とは言えませんが、啓発チラシの全戸配布など可能な範囲で実施できました。また、令和3年度から成年後見制度中核機関設置に向けた検討委員会を立ち上げ、成年後見制度の利用促進について、外部有識者とともに会議を進めています。検討委員会は、令和4年度中に市長答申を提出することになるため、その答申内容に合わせて、中核機関設置に向けた実務的準備に取りかかる予定です。

中核機関検討委員会が立ち上がったことで、成年後見制度利用促進に向けた積極的な協議が始まっています。

このようなことから、事業として施策を前進できると考えています。

今後は、引き続き可能な範囲で啓発業務に取り組むとともに、中核機関設置に向けた実務的な準備に取りかかることを予定しております。

事業費につきましては、前年度と同程度の307万2000円となっており、不用額425万円の主な内訳は、人権対策協議会西予部会の西予市からの補助金のうち、新型コロナウイルス感染拡大のため、全国人権同和教育研究大会、西日本大会、四国大会などが中止となったため、宇和分会、三瓶分会からの補助金の返還も含めまして、413万円を戻入により西予市に返還処理いたしております。

以上で、認定第1号「令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」人権啓発課所管分の説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

○竹崎班長

山下課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎班長

特にないようでしたら私から質問させていただきます。

先ほどの説明で不用額のことはいくぶん分かりました。途中、成年後見制度中核機関設置に向けた検討委員会を立ち上げ会議を進めており、令和4年度中に市長へ答申を提出するという説明があったと思うんですが、答申はいつ頃になる予定でしょうか。

○山下人権啓発課長

市長答申につきましては、今月9月中、または、10月までに答申を行う予定としております。

以上でございます。

○竹崎班長

追加質問させていただきます。

その中核機関検討委員会の協議は実質終わっていると考えていいのでしょうか。

○山下人権啓発課長

外部団体から9名の検討委員を外部から迎えまして、うち内部委員4名、合わせて9名なんですけれども、そこで、令和4年2月から第1回目の検討委員会を開催いたしまして、本年、令和4年9月までに4回の委員会を開催しております。一応の協議は終わっております。

しかし、検討委員会の任期、委員さんの任期は、中核機関が設置されるまでの期間ということになっておりますので解散はいたしておりません。

以上でございます。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

補足で説明をさせていただきます。

答申内容につきましては、主に中核機関が直営とか委託方式があるんですけども、具体的にその設置の経費とか、あるいは構成内容、あと業務内容についてこれまで審議をいただいております。現在ほぼほぼ審議終了をいたしまして、最終的な答申内容の最終確認を行っているという段階でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○竹崎班長

そのほか質疑はございませんか。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時18分）

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午前10時22分）

そのほか質疑はございませんか。

○酒井副班長

後見人のこの話は、ちょっとおかしいと思うのは、国のほうがいろいろと迷走して、この後見人の制度を変えようとしよるのに、今、西予市でもそれを答申するようにしよる。これの整合性はどなんですか。国がやれという話があってこういうものをつくったんですか。

○山下人権啓発課長

人権啓発課の役割といたしましては、今後、成年後見制度を広く浸透させるというか中核機関を

設置して、広報宣伝であるとか。

○竹崎班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 23 分）

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 24 分）

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

今回の中核機関の設置検討においてでございますけれども、まず成年後見制度の利用促進の法律が平成 28 年に公布をされて 5 月に施行をされております。その後平成 29 年 3 月でございますけれども、第 1 期の成年後見制度の利用促進計画、その後、令和 4 年 3 月に第 2 期の成年後見利用促進計画、これは計画期間が令和 4 年度から 8 年度の計画が閣議決定をされております。それに基づきまして国の指針に基づきまして、西予市として中核機関の設置検討を行っておるという経緯でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○竹崎班長

そのほか質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎班長

以上で質疑を終結といたします。

それではこれより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第 1 号「令和 3 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」人権啓発課所管分において認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎班長

挙手全員により認定いたします。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 27 分）

【環境衛生課】

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 29 分）

では次に、認定第 1 号「令和 3 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」環境衛生課所管分についてを議題といたします。

まず歳入について担当課長の説明を求めます。

○大塚環境衛生課長

それでは、認定第 1 号「令和 3 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」環境衛生課所管分の歳入から御説明させていただきます。

一般会計歳入歳出決算書の 25 ページと 26 ペー

ジをお開きください。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料、3 目衛生使用料、1 節保健衛生使用料の収入未済額 1 万円でございます。内訳は、光浄苑使用料（過年度分）になりますが、1 件分 1 万円となります。主な原因は、催告を継続している中で、経済的な問題や納付意識の欠如による未払いとなります。未済分については、今後も催告を継続し収納に努めてまいります。

以上で、環境衛生課所管の歳入について説明を終わります。

御審査のほどよろしく願いいたします。

○竹崎班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業 3 点ありましたが、1 つ目のごみ処理事業について担当課長の説明を求めます。

○大塚環境衛生課長

次に、環境衛生課所管分について、決算書及び主要な施策の成果報告書に基づき、事前に通告のありました事務事業について順に説明させていただきます。

成果報告書 85 ページをお開きください。決算書は 171 ページ、172 ページになります。

初めに、ごみ処理事業を御覧ください。

この事業は、ごみ収集運搬業務委託事業と可燃ごみ処理委託事業をあわせて記述しております。ごみ収集運搬業務委託事業は、各家庭から排出される生活系一般ごみを指定場所であるごみステーションから収集し、市内の各中間処理施設や市内外の処分委託事業者まで運搬するものです。加えて、高齢者や障がい者の中で、御自身でごみステーションまでごみを搬出できない世帯に対して、各世帯に直接収集に出向くふれあい収集事業の収集運搬委託費も当事業に含まれております。

実績評価といたしましては、収集運搬委託費については、事業従事者の稼働時間に対する人件費、使用車両の稼働時間に対する損料及び走行距離に対する燃料等の物件費及び管理費をもとに算出しております。

一般廃棄物の処理責任は地方自治体にあること

から、家庭ごみの収集運搬の継続は必要不可欠であり、各収集運搬委託事業者には、安全管理を徹底させるとともに、事業を適正に継続できるよう指導してまいります。

可燃ごみ処理委託事業は、市全体から一般廃棄物として排出された燃やすごみについて、八幡浜市に焼却処分の委託を行っているものです。

委託料単価につきましては、3年に一度の見直しを行っており、令和3年度末までは、1トン当たり2万5600円の単価となっております。

なお、八幡浜市で過年度実績から令和4年度以降のごみの搬入量を試算したところ、ごみ搬入量が減少しており、令和4年度から3年間は、トン当たり2万8000円となっております。

実績評価としましては、令和3年度の可燃ごみ焼却量の全体については約7,268トンと、前年度に比べて約42トン増加しております。

ただ、人口が減少傾向にあるため、燃やすごみ以外のごみ委託収集量は減少しており、委託料全体としては減少しております。

今後も市民の皆様にご理解と御協力をいただき、ごみの分別、リサイクルを推進するとともに、可燃ごみの削減に努めてまいります。

以上で、2つの事業を合わせて記述しておりますごみ処理事業の説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

○竹崎班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森川委員

埋立てごみの処理委託事業ですが、松山へ持っていくと思うんですが、大きいごみを細かく砕いて、それから大型トラックで運ぶように工夫をしてもらったらと思います。

○竹崎班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時46分）

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午前10時46分）

○大塚環境衛生課長

先ほどの御質問ですが、担当であります三好係長から御説明をさせていただいたと思います。

○三好環境衛生課係長

先ほどの埋立てごみにつきましては、まず処理委託先、東温市にありますオオノ開撥株式会社が

1社になります。それと大洲市にあります西田興産株式会社で処理を行っております。

西田興産におきましては、三瓶地区の埋立てごみの処理、オオノ開撥に関しましては、それ以外の地区の埋立てごみを処理しております。埋立てごみを搬出する際には、先ほど言われましたとおり、かさばる、これが問題となっておりますので、令和3年度から、バックハウ、小型の重機を導入しておりまして、積込みの際、破碎した上で積込みをしております。それと運搬につきましては、基本的に4トンダンプを用いて搬出しておりますので、ある程度大型のもので搬出するようには気をつけております。

○森川委員

4トンのトラックを大型の11トンに変えた場合は、3回行くところを1回で済むと思うんですが。

○大塚環境衛生課長

詳細につきましては、先ほど答弁したように三好係長から御説明をさせていただいたと思います。

○三好環境衛生課係長

先ほど11トンで搬出するほうがいいのではないかということだったんですが、こちらの11トンが大型の車両となりますので、現在宇和清掃センターから搬出しておりますが、入るのがなかなか大変な状態でありまして、今現在4トンで運ばせていただいております。

○竹崎班長

そのほか、質疑はありませんか。

○宇都宮委員

何点かお尋ねしたいんですけども、ふれあい収集の件数なんですけれども、各町別ぐらいで大体どれぐらいの件数かお尋ねします。

○大塚環境衛生課長

ふれあい収集の状況等でございますが、令和4年9月9日時点の利用者数ということで、これは平成29年5月からの事業を開始しておりますが、決定者として全体で173世帯、今現状で利用されている方は89世帯、これは入院とか施設入所の停止は除いております。

具体的に各旧町で言いますと、明浜10世帯、宇和33世帯、野村15世帯、城川14世帯、三瓶17世帯となっております。

利用料は、お知らせしております通り1回につ

き 100 円の利用料をいただいております。

あとは委託先でございますが、各福祉事務所と
いいですか、福祉会をお願いしております、明
浜、宇和の下地区ということになります、こちら
は西予総合福祉会いつき館というところござ
いいますが、お願いしております。あと、宇和の上、
三瓶地区でございますが、こちらはひまわり育成
会、ひまわりの郷と言われていますが、あと野村、
城川地区におきましては、西予市野城総合福祉協
会、あおぞらにお願いしております。

○宇都宮委員

ありがとうございました。

これ決算と直接関わるかどうかあれなんですけ
れども、ごみステーションの数も 764 カ所あると
いうことで成果報告書を出していただいているん
ですけれども、このごみステーション、例えば収集
してもらえなかったものが残ってる場合の対応と
いうのはどのような対応になっているのか、まず
お尋ねします。

○大塚環境衛生課長

ただいまの御質問ですが、ごみステーションに
残っているものということ、恐らく分別とかそう
いったものが違っていたりとかいうことがござ
いいますが、そういう場合は各区長さんや環境委員
さんには、1 週間程度は、もしかしたら排出者が誤
ったということで取りに来られるかもしれないの
でということで置いてます。ただずっと取りに来
られない場合もありますので、そういった場合は
やっぱりこういうコロナの時期でございますので、
環境衛生課までお電話で結構ですので電話をし
てくださいというような形で、各環境委員さん、区
長さんに御連絡とか手紙とかは出しております。

○宇都宮委員

ありがとうございました。

最後にもう 1 点、補正予算でプラスチックの収
集運搬で、価格が、燃料の高騰とかがあるために
少し補正があったかと思うんですけど、この可燃
ごみに関しては、今後どのような計画があるのか、
あればお尋ねします。

○大塚環境衛生課長

また細かな説明になりますので三好係長から説
明をさせていただいたらいと思います。

○三好環境衛生課係長

先ほどの質問なんですけど、発泡スチロールの処
理費用ということで補正予算を計上させていただ

いております。可燃ごみにつきましては西予市の
可燃ごみ全て八幡浜市の環境センターで焼却して
おります、今現在、今後 3 年間また処理費用ト
ン当たり 2 万 8000 円ということで八幡浜市に委
託するという形で決定しております。

ただ、県では、広域の処理を計画もしており、
今後そういったことも計画が進んでくることかと
は思いますが、今現在で言いますと、八幡浜市に
処理委託ということで、続けていくということで、
方針とはなっております。

○竹崎班長

そのほか質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、2 点目の事業、犬（ねこ）愛護事業につ
いて、担当課長の説明を求めます。

○大塚環境衛生課長

続いて、成果報告書 86 ページの犬（ねこ）愛
護事業を御覧ください。決算書は 165 ページ、
166 ページになります。

この事業は、狂犬病予防法に基づき、畜犬登録
や狂犬病予防注射を行い、野犬の捕獲等に関する
ことを実施するものでございます。

実績評価といたしましては、令和 3 年度に
1,433 頭に狂犬病予防注射を行いました。

また、猫の繁殖の制限に効果があるとして、令
和 3 年 11 月から猫不妊去勢手術補助交付事業を
開始しております。この事業を推進することによ
り、猫の不必要な繁殖及び周囲に対する迷惑の未
然防止を図ります。

今後は、犬や猫に関する事業や現場作業をより
迅速に対応していくため、関係部署との連携をよ
り強めていくことが必要であると考えております。

以上で、犬（ねこ）愛護事業の説明を終わります。

御審査のほどよろしく願いいたします。

○竹崎班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森川委員

あちこちで猫に餌をやる人が多いのですが、愛
護事業でなんとか注意する方法はないでしょうか。

○大塚環境衛生課長

御質問のありました件でございますが、環境衛生課にも電話はかかってきております。飼われてなくて餌をやられてるとか、そういった苦情といひますか、御要望といひますか、そういったものがまいります。現場にお伺いしまして、担当者が行きまして、話を聞いて、そちらの実際餌をやってはいけませんよというようなお話はさしてはいたくんですが、そういった、ちょっとした行動と言ったらおかしいですけども、そういったことは毎回問合せがあったら対応はするんですが、不妊をして、去勢をして飼っていただくのが一番本当はいいと思うんですけども、そういうことも御説明は当然させていただくんですけども、そういった対応を現状はしている状態でございます。

○竹崎班長

そのほか質疑はございませんか。

○宇都宮委員

2点お尋ねしたいんですけど、まず1点、野犬の捕獲もされてるといことなんですけど、大体の件数としてどれぐらい捕獲をされてるんですか。

○大塚環境衛生課長

件数のほうでちょっと細かいあれなんですが、今現状でやってるのが2件ばかりあります。

どういう捕獲をしてるかといひますと、宇和で2件ばかりございまして、わなを仕掛けるための土地の所有者さんにお断りして、そこにわなを仕掛けて、あと例えば、そこで犬が入ったとしても逃げれないといひか、逃げないように囲んでしまおうと今考えておりますが、まず取りあえず餌を食べてもらわないと捕獲もできませんので、そういう形で今努力はしております。そういったことで土地所有者、あと、その地区の区長さん等とかと話しまして、そういった段取りを今しているところでございます。犬のほかの捕獲については、電話があったときにそのときそのときに対応をしている状態でございます。行って確認をして対応しているという状態です。

○竹崎班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時53分）

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午前10時54分）

○宇都宮委員

最近ニュースとかネットとかで、多頭飼育の崩壊がよく報道されてたりするんですけど、それで行政とか、そういう方が出ないといけなくなる

いような報道もあるんですけど、西予市ではそういう報告とかは上がってないんですか。

○大塚環境衛生課長

先ほども申し上りましたように、猫で多頭飼育とかそういったことありますので、一つ先ほど言いましたとおり、補助金西予市の猫の不妊去勢手術、これは地域猫も対象になりますので、もちろん飼い猫も対象になりますが、地域猫も対象になりますので、そういったところでこういった補助金等を利用していただいて、多頭飼育にならないようにといひか、もう去勢とか不妊をしたら、それは子どもができなくなりますので、そういったことを利用していただきたいといひことでこういった制度を、先ほど説明しましたとおり、令和3年11月からスタートをしております。

○竹崎班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時56分）

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午前10時58分）

○大塚環境衛生課長

先ほどの御質問の多頭飼育は西予市であるかといひことでございますが、野村で1件あるといひことは聞いております。

○竹崎班長

そのほか質疑はありませんか。

○和気委員

餌やりですが、なっとる猫がおってね、その対策をやって、今はそれが解消できました。それでいろいろ聞いてみると、やっぱり市の職員が粘り強く、実際いろいろ話をしてもなかなかいひこと聞いてもらえないといひことで、確実に証拠となるようなものもそろえて粘り強くやって、今解消をほぼしております。そういうことで、これ猫は非常に集団になると迷惑かけます、汚い。人のところの家に入ってきて、糞はするは障子は破るわといひことで、でも餌やる人が2、3人おったら必ずそこへ来るけん、そういった粘り強いやり方をこれから市も学んでやっってください。

○竹崎班長

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時59分）

○竹崎班長

再開いたします。（再開 午前11時00分）

そのほか質疑、質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎班長

それでは以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業３点目、不法投棄対策事業について、担当課長の説明を求めます。

○大塚環境衛生課長

続きまして、決算書 171 ページ、172 ページに書いてございます不法投棄対策事業を御覧ください。成果報告書はございません。

この事業は、不法投棄されたテレビ、冷蔵庫、家電リサイクル法対象家電となりますが、などの廃家電の処理や不法投棄防止看板の購入、設置により不法投棄防止の啓発に努めることを目的としたものでございます。

実績評価といたしましては、令和３年度に 135 台の廃家電の処理を行いました。不用額として約 70 万円が出ておりますが、これは、南予地方局八幡浜支局不法投棄防止対策推進協議会が実施しております不法投棄、廃棄物の撤去作業が、令和３年度西予市において実施されることになり、撤去された廃家電の処理費用として、12 月において補正した金額の残額でございます。約 250 台は搬出できると予想しておりましたが、道幅が狭く約 100 台の搬出にとどまったためでございます。

今後とも、市民の方々に不法投棄防止について周知するとともに、市内パトロールを強化してまいりたいと考えております。

以上で、不法投棄対策事業の説明を終わります。御審査のほどよろしく願いいたします。

○竹崎班長

大塚課長の説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○和気委員

予算額 36 万 6000 円で決算が 54 万 5000 円というのは、今の説明で分かりました。

それで、残り 70 万円というのはもうほとんど使われなかったということですね。

○大塚環境衛生課長

100 台は、今言いましたように搬出をしておりますのでそちらは処分費を使っております。残ったのが約 70 万円程度を不用額として処理をさせていただいたという形になります。使わなかったということになります。

○和気委員

不法投棄、いろいろ市民の方からの通報がかなり多いと思います。私のところにもありまして、

実際見に行ってきたんですけど、やっぱりあちこちに見受けられるような状況で、これいろいろ通報した人と話をすると、なかなか市のほうにかけ合ってもかみ合わない。それは、例えば、道路の横やったら土木事務所に言ってくださいとか、海岸の漂着物は担当がちょっと違うとかいうようなことで、一つは市民からの通報を私はやっぱ大事にせにゃいけないと思うんですよ。それらのことに対してどういうふうな対応をされておるのかお伺いいたします。

○大塚環境衛生課長

不法投棄の対応について御説明をさせていただきます。

不法投棄については、基本的に廃棄物処理法、廃掃法には、その土地所有者が、もちろん一番はごみを出した方が片づけないといけませんが、この方が分からない場合は、土地所有者が責任をとるというか、そういうような内容を廃棄物処理法には書いております。

実際問題どのように対応してるかといいますと、個人の土地に、例えば、家電とかが捨てられつつた場合は、それを集められて、宇和でしたら宇和清掃センターへ持ってきていただく。持ってきていただいた処理費については、市で処理をさせていただく、だから、市の職員がそこへ行って処理をするとか、片づけるとかはございませんが、そういうふうに持ってきていただくという形をとらせていただいております。

お答えになってるか分かりませんが、お答えとさせていただきます。

○和気委員

例えば、道路脇に捨てたと。それは、土木事務所の管轄だから土木事務所に言ってくれというふうな説明があつて、何で私らがそこまでせないけんのぞと、市から土木事務所へ連絡することができないのかというお怒りの電話もありましたけども、その辺はどうですか。

○竹崎班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 4 分）

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 5 分）

○大塚環境衛生課長

先ほどの和気委員の御質問でございますが、電話があつた場合は、現地は確認をさせていただいて、もしそれが県の所有地でしたら市から県へ連

絡をさせていただくともしているつもりですが、今のお話ですと、もしかしたら全員にきちんとそういったところが周知をしていない場合もございますので、そこは今後きちんと、県の所有施設は県に、仲介といったらおかしいですが、言うとかそういったことは考えて対応していきたいと考えております。

○和気委員

今の答弁によりますと、そういうことがあれば確認をして、県なら県に通報しておるということができておるのなら私はいいと思うんですけども、地域であれば、支所とかにそういったことが話持ち込まれると思うんですね。そこら辺のこともしっかり徹底をしてもらっておったほうがいいのではないかなと思います。

○竹崎班長

そのほか質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎班長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第1号「令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」環境衛生課所管分について認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎班長

挙手全員により認定いたします。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時7分）

【健康づくり推進課】

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午前11時18分）

続きまして、認定第1号「令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」健康づくり推進課所管分についてを議題といたします。

通告事業、がん検診等事業について、担当課長の説明を求めます。

○大野本健康づくり推進課長

それでは、認定第1号「令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」の健康づくり推進課所管分について決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、事前に通告のありました事務事業について順に御説明をさせていただきます。

まず、主要な施策の成果報告書の55ページが

ん検診等事業を御覧ください。決算書につきましては161ページからになります。

この事業は希望者にごがん検診等を行い、がんの早期発見と早期治療により医療費を削減し、死亡率を減少させることを目的としております。

検診の種類は、肺がん、胃がん、大腸がん、腹部超音波、子宮頸がん、乳がん、前立腺がんなどです。令和3年度のがん検診受診率は10.3%でありまして、前年と比較しますと0.9%の増となっております。

一方、精密検査の受診率でございますが81%で、前年度より4%の増加となりました。

受診率向上のために令和元年度よりWeb予約システムを導入しまして、また、対象者の利便性に配慮しまして、1日で多くの検診が受診できる総合健診、それから託児付きのレディース検診や土日検診を引き続き実施をいたしました。さらに、子宮頸がん、乳がん検診では、対象となる年齢層に自己負担を無料とする措置を講じております。

検診結果は個人に郵送し、検診管理システムでデータ管理を行い、要精密検査者には、電話等で受診勧奨等の支援を行っております。

令和3年度につきましては、感染対策を講じた上で集約しておりました健診会場を近くの公民館に戻したり、受診機会を逃した人への対策といたしまして追加の検診も実施をいたしました。結果的に令和2年度よりは、受診率が先ほど申したように増加はしましたが、令和元年度レベルまでには回復をしておりません。コロナによる受診控えもあるのではないかと推測をしております。

なお、3月補正にて1166万円の減額補正をしましたが、見込みより受診者が少なかったため、217万2579円の不用額が発生しております。健診の中止等により機会を逃した希望者への健診は追加健診の実施により対応しておりまして、住民への影響はほぼないと考えておりますが、今後も感染対策に配慮しながら、受診率向上に向けた啓発、受診勧奨などについては工夫を重ねてまいります。

以上でがん検診等事業の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○竹崎班長

大野本課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

昨年も同じ事業について決算審査で審査をさしていただいて、その対応について西予市からの回答で胃の内視鏡の検査については、西予では難しい、現状困難という回答が得られていましたがこれは現状でも同じということでしょうかね。

○大野本健康づくり推進課長

昨年確かに今、中村委員の言われるような胃カメラの検診のことで質問がありましたけれども、その後も市民病院や各医療機関に確認をしましたけれどもなかなか実施が難しいというところで、今のところ昨年度からは進展はございません。

○宇都宮委員

今ほど御説明の中で無料クーポンの件が出てきたと思うんですけれども、もうちょっと詳細な説明と対象人数とそれで受けられた方が分かれば教えていただければと思います。

○大野本健康づくり推進課長

今の宇都宮委員の御質問に対しては、権田係長から説明を申し上げます。

○権田健康づくり推進課係長

事業担当より御説明いたします。

正確な人数等は今すぐ出てこないんですが、概算で御了承願ったらと思います。

無料クーポンにつきましては、国の補助事業がもともとありまして、子宮がん、乳がん検診において、子宮頸がん検診については20歳、乳がん検診におきましては40歳の方に実施しておりますが、最初に国のと言いましたが、補助事業の見直しとかいろいろありまして、今は国の補助は受けずに、市単独で20歳、40歳に対してやっております。ちなみに、正確な人数は出ないとは言いましたが、子宮がん検診の令和3年度の対象者は124人で、受診者数は10人、乳がん検診につきましては、対象者数は169人で、3年度に受けた人は51人ということです。

○竹崎班長

そのほか質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業の2つ目、温泉巡回バス事業について、担当課長の説明を求めます。

○大野本健康づくり推進課長

次に、主要な施策の政策報告書の56ページになります。

温泉巡回バス事業を御覧ください。決算書は159ページからになります。

この事業は市内にありますクアテルメ宝泉坊、游の里温泉、あけはま一れの3カ所の温泉施設を無料バスで巡回して、利用者の健康増進や介護予防を図り、また、市民の健康づくりと温浴施設の利便性を高めることを目的として平成18年度から実施しているものでございます。

温泉バスの運行につきましては、車両の適正な管理、それから常時運転手が確保できる市内業者に委託しまして、毎週月・水・金曜日及び第1、第3、第5木曜日に、曜日によってそれぞれ5つのコースを運行いたしました。

自らの交通手段を持たない方々が、市内各地からそれぞれの温泉施設を利用することができ、健康福祉面からも効果が期待できます。

しかしながら、令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う度重なる運休によりまして、運行回数が当初予定の181便から102便と、79便が減便となりまして、令和3年度の年間利用者数は988人でありまして、前年度より739人の減少となりました。

また、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛の影響もあるのか、1日当たりの平均乗車人数も10人と年々減少傾向にあります。前年は平均乗車人数が12人でございました。利用者数の減少が顕著であった第1・第3・第5木曜日のEコース、こちらは三瓶北地区からあけはま一れのコースなんでございますが、これについては令和3年度末で廃止をしているところでございます。

平成18年度にバスを導入しまして16年が経過しておりますが、走行距離も46万キロを超えておりまして、頻繁に修繕や部品交換を行い維持管理しているところであります。

以上、温泉巡回バス事業についての御説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○竹崎班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○宇都宮委員

コロナウイルスの影響ということもかなりあると思うんですけど、よく放送とかでも、バス今日お休みですとかいうのもよく聞いたんですけど、

実績評価のところにも書いてある、今の説明にもあったんですけど、運行継続について検討する必要があるということで、今後の方針等何か具体的になっていることがあれば報告いただきたいと思います。

○大野本健康づくり推進課長

今の宇都宮委員の御質問ですけれども、まさにそのとおりでありまして、コロナの影響ももちろんあるんですけども、一定の方々が利用をされているという現状もございます。それと車両の老朽化というものももちろんございまして、かなり修繕料もかかってきている状況ですので、来年度以降の事業継続については事業の見直し等の中で検討をしてみたいと考えております。今のところは廃止するとか全く決定してはいないんですけども、今後検討していきたいというふうに考えております。

○竹崎班長

そのほか質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎班長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第1号「令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」健康づくり推進課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎班長

挙手全員により、当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時29分）

【福祉事務所】

【福祉課】

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午前11時32分）

続きまして、認定第1号「令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」福祉課所管分についてを議題といたします。

まず、歳入について、担当課長の説明を求めます。

○池田福祉課長

それでは、認定第1号「令和3年度西予市一般

会計歳入歳出決算の認定について」福祉課所管分につきまして、決算書に基づき、歳入未済額及び不納欠損額を御説明させていただきます。

一般会計決算書の67ページ、68ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、2目心身障害者扶養共済金収入、1節心身障害者扶養共済制度加入者負担金、収入未済額97万974円であります。内訳は、加入者負担金（現年度分）20万8800円、1件、加入者負担金（過年度分）76万2170円、3件です。

心身障害者扶養共済制度は、障がいのある方を扶養している保護者が自らの生存中に、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に死亡、重度障害など万一のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

未収になる主な原因として、経済的な問題で掛金が払えなくなった場合や、既に脱退されている方で脱退一時金も支払われないことから納付を拒否されているような場合もあるためです。

今後も順次督促を継続し収納に努めてまいります。

続きまして、一般会計決算書の71ページ、72ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、4目雑入、3節民生費雑入、収入未済額1286万9065円のうち、福祉課所管分は、生活保護返還金現年度分22万7952円、33件、過年度分1217万565円、133件の合計1239万8517円であります。

保護開始後に資力が判明した場合や、保護受給中に収入があった際に届出を怠り後日判明した場合、支給した保護費を返還していただくものです。

保護開始時に収入があった場合は申告していただくよう説明を行っていますが、申告されない場合が多く、収入が判明した時点では、既に手元に残っていない方がほとんどです。分納していただくなど返還しやすいよう努め、ケースワーカーが個別訪問し納付勧奨を行っていますが、完納には時間もかかり納付が厳しい方が多いのが現状です。

今後も、保護開始の際や定期訪問の際に、収入があった場合の申告の義務について繰り返し説明を行ってまいりたいと思っております。

なお、不納欠損額はございません。

以上で、認定第1号「令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」福祉課所管分、

収入未済額についての説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○竹崎班長

池田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎班長

以上で質疑を終結といたします。

続きまして、通告事業、避難行動要支援者管理運営事業について、担当課長の説明を求めます。

○池田福祉課長

決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、事前に通告のあった事務事業について御説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書 61 ページ、避難行動要支援者管理運営事業を御覧ください。

この事業は、避難行動要支援者の的確な把握を行い、関係機関との情報共有を図るとともに、関係者の協力を得ながら個別避難計画の策定を行い、地域の安全・安心体制の強化を図り、要支援者の支援活動が円滑に行われることを目的にするものです。

本市の避難行動要支援者避難支援計画に基づき、情報提供に同意した住民の名簿を自主防災組織等の支援関係者へ提供し、個別避難計画の策定及び活用について支援することで、計画の実効性を高める体制を構築できると考えております。

名簿提供への同意者数につきましては、平成 30 年 7 月豪雨災害や近年全国で多発する災害等により、防災意識も高まり増加しております。

引き続き、地域の防災意識の向上を図り、要支援者の避難体制の整備、円滑な避難支援の実施をしてまいりたいと考えております。

以上で、認定第 1 号「令和 3 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」福祉課所管分の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○竹崎班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

先ほど同意を得た人の数 4,380 人と、令和 3 年度で、これは同意を得ている方がそうで、総数と

してはもっとたくさんいらっしゃる、潜在的に。それが何人ぐらいいらっしゃるのかと、なぜ同意が得られないのかについて、行政の考えをお聞きしたいと思います。

○池田福祉課長

同意を得られてる方が 4,380 人と申し上げたんですけれども、対象者の数、これは要避難行動要支援者と言われる方々が、75 歳以上の独居高齢者の方や独居高齢者のみの世帯、あるいは介護認定 3 以上の方ですとか、障害者手帳 1、2 級の方、自ら避難することが困難と思われる方々が避難行動要支援者なんですけれども、今年度 5 月末の時点で対象者が 6,037 人いらっしゃって、そのうち同意をいただいている方が 4,380 人ですので、同意率としては 72.5%ということである程度関心が高いのではないかなと思っております。

なぜ同意を得られていないかというところなんですけれども、同意をしませんという方々は恐らく、地域近くに家族がおられるので特段支援は要りませんですとか、返事がない方もいらっしゃって、そういう方々は恐らくこの様式だったりとか、この意味がちょっとお分かりにならなくて同意の返信がない方々がいらっしゃるわけなんですけれども、そういう方々がほぼほぼなんです、そういう方々については今後様式を見やすくするとか、例えば家族、検索設定がしてあったらそちらの家族のほうにお送りするとか、工夫をしていかんといけんかなというふうに考えております。

○中村委員

どのような原因についてよく分かりました。

高齢者の方で認識ができないとか、そういった方のほうがかえって深刻であろうかとは思いますが。

人の命は等しいという概念からいうと、どなたも等しく行政としては救いの手を差し伸べなければならぬのだろうと、それについて同意が得れないと、消防団や自主防災組織の手が回らないという事態も考えられますので、そこについてはより一層の御理解に努めていただいて、できるだけ一人でもセーフティーネットで救っていただきたいというふうには考えます。

南海トラフ大地震における津波の事前復興計画みたいなことが三瓶地区で今、モデル地区でやられていますが、1 戸 1 戸回ったお年寄りの中には、もう私は死ぬからいい、助け要らんって方も時々いらっしゃる。でも身内ももうええけんみたいな

こともおっしゃる、いやそうではない。やはり救いの手を差し伸べる側にとっては差はないわけだから、もう等しくやるのだという考えでいうと、あなたの考えは間違っていると、それはかえって私どもは迷惑だみたいなことも、ある程度強く言うていただくことも要るのかなというふうに考えますので、今後ともよろしくお願いします。

以上でございます。

○竹崎班長

そのほか質疑ありませんか。

○酒井副班長

これ事業はいいんですけど、各行政区ですね、そことの連携がいかにとれるかというのが一番問題になると思うんですよ。ここに誰がどの人が避難なさったときにどのようにやっていくかと、そこまで細部にやってるかどうかというのが、ちょっと私も、一番最初の避難訓練のときにはやったんですけども、最近の避難訓練はもう大ざっぱになってまして、そこまではやりませんので、要支援者に関しての重度の度合いがありますから、それらについて、区別した行政との危機管理課なんかの避難訓練の中に入れ込むということも必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○池田福祉課長

まず初めの御意見、それぞれの地域との連携なんですけれども、今年度に入りまして、自主防災組織の全体会議がございました際にこの制度について御説明させていただいて、今後の連携についてお願いしたところですよ。やはりそういった自主防災組織等が中心になって、個別計画を策定していただくことで、より実効性の高いものになると考えておりますので、いろんなそのとき御意見は様々あったんですけれども、これ何でつくらんといけんのかとかいうようなことありましたが、理解を今後求めていきたいと思っております。

避難訓練につきましては、昨年度の 11 月に三瓶地区の地震津波防災訓練について、この個別避難計画のモデル地区を選定しておりましたので、蔵貫等にまずこの計画をつくっていただいて、計画を活用した避難訓練を昨年行っております。

今年度も計画を明浜でしておったんですが、なかなかコロナの関係でそこができていなかったので、今後今年度中には、また、こういった計画活用した避難訓練等を実施したいなと思っております。

○竹崎班長

そのほか質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎班長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第 1 号「令和 3 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」福祉課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎班長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 45 分）

【子育て支援課】

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午後 0 時 58 分）

それでは、認定第 1 号「令和 3 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」子育て支援課所管分について議題といたします。

まず、歳入について担当課長の説明を求めます。

○宇都宮子育て支援課長

それでは、認定第 1 号「令和 3 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」子育て支援課所管分について、決算書に基づき歳入の御説明をさせていただきます。

一般会計歳入歳出決算書の 23 ページと 24 ページを御覧ください。

12 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目民生費負担金、2 節児童福祉費負担金、収入未済額 113 万 6880 円でございます。内訳としまして、公立保育所保護者負担金、保育料、過年度未納金 32 万 9800 円、私立保育所保護者負担金、過年度分を含む未納分 72 万 8590 円、公立保育所等給食費保護者負担金、過年度分を含む 2 万 1280 円、延長保育保護者負担金（過年度分）1 万 1400 円、子育て短期支援事業利用者負担金 4 万 6750 円となっております。なお、公立保育所保護者負担金の過納分 940 円を過年度償還金として対応しております。

保護者負担金の滞納者は、公立保育所 12 世帯、民間保育所 10 世帯です。過年度にわたり未納が継続している方もございます。滞納分につきましては、文書、電話連絡等による督促を繰り返し行

うことや保護者からの申出により児童手当から充当を行うことで納入促進に努め、収納率向上に向けて引き続き取り組んでまいります。

不納欠損 2 万 4280 円につきましては、負担金を滞納している方との連絡がとれなくなり、消滅時効の適用を受けることとなる 5 年を経過した分を不納欠損したものでございます。

次に、65 ページと 66 ページを御覧ください。

20 款諸収入、3 項貸付金元利収入、1 目貸付金元利収入、1 節母子父子家庭小口資金貸付金収入、収入未済額 3 万 5000 円でございます。

母子父子家庭小口資金貸付けの償還に当たり、分割返納を希望されたことにより未収金となりましたが、現在は全額完納しております。

次に、71 ページと 72 ページを御覧ください。

20 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入、3 節民生費雑入、収入未済額 1286 万 9065 円のうち、子育て支援課所管分は 18 万 9298 円でございます。主な内容といたしましては、障害年金の受給開始に伴い、児童扶養手当の喪失手続を怠っていたため、二重に支給していた児童扶養手当の返還金となります。未納者には納付書を送付し、定期的に分割納付いただいております。

不納欠損 36 万 2200 円につきましては、負担金を滞納している方との連絡がとれなくなり、消滅時効の適用を受けることとなる 5 年を経過した分を不納欠損したものです。

以上で、子育て支援課所管分の歳入について説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○竹崎班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎班長

以上で質疑を終結といたします。

それでは次に、通告事業、保育士等処遇改善臨時特例給付金給付事業について、担当課長の説明を求めます。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 8 分）

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 9 分）

○宇都宮子育て支援課長

それでは、子育て支援課所管分について決算書

及び主要な施策の成果報告に基づき、事前に通告がありました事務事業について、順に御説明させていただきます。

まず初めに、保育士等処遇改善臨時特例給付金給付事業について御説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書 51 ページ、保育士等処遇改善臨時特例給付金給付事業を御覧ください。

決算書は 143 ページの 3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費になります。

146 ページを御覧ください。

この事業は、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策として、保育士等処遇改善臨時特例交付金を活用した市内保育士等の処遇改善を図ることを目的とし、市内民間事業者が行う保育士等に対する継続的な賃上げに要する経費に対し、市が補助金を交付する事業でございます。

不用額につきましては、実人数により見込んでいた放課後児童クラブ支援員の賃金改善額が実績により下回ったため、204 万 5000 円の不用額が生じましたが、事業は確実に執行済みで賃金改善の対象者への影響もございません。

本事業では、補助交付対象となる市内民間施設全てが補助金の交付申請を行い、保育士等の賃上げに努めており、これにより市内の現場で働く保育士、幼稚園教諭等の給与が、月額平均 1 万 779 円上昇しており、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く職員の処遇改善が図られております。

以上で、保育士等処遇改善臨時特例給付金給付事業の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○竹崎班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○宇都宮委員

これは国からの事業ということで今説明をいただいたんですけども、保育士の方今かなり不足してたり、入ってもやめられる方が多いとかということを知ってんですけども、先ほど不用額の中で説明があった実人数があったんですけど、今大体どれぐらいの方が、先ほど言われた保育士、幼稚園教諭等におられるんですか。

○竹崎班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 10 分）

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 15 分）

○宇都宮子育て支援課長

公立の保育士が正職員、会計年度職員合わせまして現時点で 68 名でございます。

民間の保育所については、こちらで把握できていないのが現状です。

○宇都宮委員

ありがとうございました。

この事業に関してというわけじゃないんですけど、保育園全般に関して今回一般質問をさせていただきましたけど、市独自の対応とかもいろいろと今後考えていっていただかないといけない部分もあると思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○竹崎班長

そのほか質疑はありませんか。

○酒井副委員長

今一般行政職についてる方で保育士の免許を取っておられる方が結構おられるんですよね。その把握はしてますか。

○宇都宮子育て支援課長

把握できておりません。

○竹崎班長

ほかに質疑はありませんか。

○竹崎班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 18 分）

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 19 分）

そのほか質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業 2 番目の児童福祉施設整備事業について、担当課長の説明を求めます。

○宇都宮子育て支援課長

それでは、児童福祉施設整備事業について御説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書 52 ページの児童福祉施設整備事業を御覧ください。

決算書は同じく 143 ページの 3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費になります。

144 ページを御覧ください。

この事業は、西予市子ども子育て事業計画に基づき、児童福祉施設の整備を行うことで、子育て

世帯に対して、安心で安全な子育て環境を整備することを目的とする事業でございます。

令和 3 年度におきましては、利用児童の増加により、専用スペースと小学校音楽室の 2 カ所で事業を運営しているななほし中川放課後児童クラブでの問題を解消するため、多田、中川、石城小学校の児童を対象に、軽量鉄骨ブレース構造、111.85 平米、40 人定員規模の放課後児童クラブ専用施設を中川小学校の敷地内に新たに整備いたしました。

放課後児童健全育成事業の実施に当たりましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の完成拡大防止の措置を講じるとともに、子どもたちにとって、より一層の安全安心な居場所の確保に努めてまいりたいと思ひます。

以上で、児童福祉施設整備事業の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひします。

○宇都宮子育て支援課長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

今、放課後児童クラブの待機児童はありますでしょうか。

○宇都宮子育て支援課長

令和 4 年 9 月 1 日現在では待機児童はありません。

○竹崎班長

質疑はありませんか。

○宇都宮委員

ななほし中川の分なんですけど、放課後児童クラブ 40 人定員ってことなんですけど、現在 40 人入っとれるんですか。

○竹崎班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 18 分）

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 19 分）

○宇都宮子育て支援課長

令和 4 年 5 月 1 日現在では 44 名の児童が登録しております。

○宇都宮委員

定員規模として 40 人という説明だったんですけども、今、定員規模よりは多いということとその辺りは格別問題はなく運営のほうはされてる

んですか。

○宇都宮子育て支援課長

1人 1.65 平米という面積基準がありまして、それ以内であれば、定員を超えても受け入れるという仕組みになっております。

○宇都宮委員

ということは、今の現状から考えたら何人がマックスになるんですか。

○竹崎班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後1時20分）

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午後1時23分）

○宇都宮子育て支援課長

先ほどなほし中川の利用人数 44 名と申しましたけれど、精査させていただいて、後日報告させていただいたと思います。お願いします。

○竹崎班長

そのほか質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎班長

以上で質疑を終結といたします。

では次に、通告事業3つ目の子ども医療費助成事業について、担当課長の説明を求めます。

○宇都宮子育て支援課長

それでは、子ども医療費助成事業について御説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書 52 ページ、子ども医療費助成事業を御覧ください。

決算書は 143 ページの 3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費になります。

144 ページを御覧ください。

この事業は、子どもに係る医療費の一部を保護者に助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とし、ゼロ歳から中学校卒業までの子どもが医療機関を受診した際、保険診療に係る医療費自己負担分の全額を現物給付により助成するものですが、就学前児童の入院医療費及び3歳以上の通院医療費 2,000 円を超えた額及び3歳以上の通院医療費 2,000 円未満のものについては、乳幼児医療費助成として 4419 万 1000 円、小学校、中学生の通院及び入院に係る医療費につきましては、児童医療費助成として 4093 万 6000 円であり、そのほか、未熟児医療支払審査手数料などの事務費となっております。

不用額につきましては、当初見込みより受診件数及び医療費が減少したため、2164 万 2000 円の不用額が発生いたしました。事業は確実に執行済みで住民サービスへの影響もございません。

今後も安心して医療機関を受診できる環境を提供することで、子育て世帯の経済的負担軽減に寄与し、疾病の早期発見と治療を促進するとともに、適正な受診や健康づくりの推進について周知を行い、医療費の適正化に努めてまいります。

以上で、子ども医療費助成事業の説明を終わります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○竹崎班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○酒井副委員長

これお聞きしたいんですが、国保と健保との児童のそういう対比はどれぐらいになってます。健保のほうは分からないかもしれませんが、これ国保の分だけでしょう。

○宇都宮子育て支援課長

この事業につきましては、国保も社保も一緒でございますが、現在の国民健康保険に加入されている中学生以下の児童数は今のところ把握はできておりません。

○酒井副委員長

今この使った中で、どちらが幾らかかっているかわかりますかという意味なんです。

○竹崎班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後1時27分）

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午後1時29分）

○宇都宮子育て支援課長

国民健康保険と社会保険の割合の費用につきましては、後ほど報告させていただきたいと思います。

○竹崎班長

そのほか質疑ありませんか。

○中村委員

財源の内訳についてお尋ねいたします。

一般財源から 6904 万 5000 円、県の支出金から 1799 万 5000 円、それに対して国からは 48 万 3000 円と非常に少額になっていて、これは西予市独自の施策ということで理解してよろしいでし

ようか。

○宇都宮子育て支援課長

小学生、中学生の通院及び入院に係る医療費につきましては市の単独事業になります。

就学前児童の入院費及び3歳以上の通院医療費2,000円を超えた分につきましては、県の補助金2の1が充当されることになっております。

○竹崎班長

そのほかありませんか。

○酒井副委員長

福祉に国境はなしということなんですけれども、どんどんどんどん進んでおりますね、高校生もそこ行くんだろうと思うんですけども、まだやってない市町村、愛媛県下でありますか、中学生。

○宇都宮子育て支援課長

小中学生の医療費の無償化については、愛媛県下全市町で実施している現状でございます。

○竹崎班長

そのほか質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、4番目の結婚新生活支援事業について担当課長の説明を求めます。

○宇都宮子育て支援課長

それでは、結婚新生活支援事業について御説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書53ページの結婚新生活支援事業を御覧ください。

決算書は同じく143ページからとなります。146ページを御覧ください。

この事業は、令和3年度からの新規事業で、経済的理由により結婚に踏み切れない方を対象に、結婚による新生活に係る費用の支援を行うことにより婚姻を促し、地域における少子化対策に資することを目的とした事業であります。

補助対象となる費用は、婚姻に伴う住宅取得費用、住宅賃借費用、引っ越し費用となっており、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下、かつ、世帯所得400万円未満の新婚世帯を対象に、1世帯当たり上限30万円の支援を行うものであります。

令和3年度の市内届出分の婚姻件数は72件であり、補助金についての相談が8件ございました。そのうち5件が申請をされ交付決定いたしております。

ます。

令和4年度からは、住宅リフォーム費用も補助対象となるほか、夫婦ともに29歳以下の場合の補助交付金上限額を30万円から60万円に引き上げ、支援内容の充実を図るとともに、事業の認知度を上げるため、西予市商工会に御協力いただき、市内の各事業所等へのポスター、チラシの配布を行い周知に努めているところでございます。

不用額につきましては、見込みより申請件数が少なかったため、291万5000円の不用額が発生いたしました。この財源といたしましては、愛媛県地域少子化対策重点推進事業費補助金74万5000円を充当しております。

以上で、結婚新生活支援事業の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○竹崎班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森川委員

不用額がないように商工会だけでなく、農協などにもお願いして、農家の独身の男性などの手助けをしてもらったと思います。

○宇都宮子育て支援課長

農協さんにもチラシを配ったりして推進していきたいと思います。

○宇都宮委員

これ新規事業ということなんですけれども、1年で内容が変わるということは、県の指針なのかそこら辺をお尋ねします。

○宇都宮子育て支援課長

国の制度の改正によって金額が上がるということになります。

○竹崎班長

そのほか質疑はありませんか。

○和気委員

対象となる数は把握されてないですか。結婚した数。

○宇都宮子育て支援課長

先ほども御説明いたしましたけど、令和3年度に西予市に婚姻届を出した数というのが72件でございます。

○和気委員

えらい少ないんですが、やっぱりこれ周知され

てないってことなんやろか、必要とされてないんやろか。

○宇都宮子育て支援課長

令和3年度中に結婚をされた方が西予市全体で72組おられて、その中でこの制度の相談とかが8件あって、申請された方が5件ということなので、要件に該当しない方は申請されないと思いますので、周知はある程度、窓口でもチラシを配ってアンケートなんかもとっておりますので、婚姻された方については全員この制度については分かっておられるというふうに思っております。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

若干補足をさせていただきます。

今ほどの婚姻件数72件は、届出数ということになりまして、市内在住者が72件ということではなく、市外の方、本籍がこちらにあるという方も含んでいたりしますので、実際の数からするともっとぐっと少なくなると考えます。

○竹崎班長

そのほか質疑ありませんか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時38分)

○竹崎班長

再開を告げる。(再開 午後1時42分)

そのほか質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、5つ目であります教育・保育給付費支給事業について、担当課長の説明を求めます。

○宇都宮子育て支援課長

それでは最後になりますが、教育・保育給付費支給事業について御説明させていただきます。

決算書は149ページと150ページになります。

この事業は、市内外の私立幼稚園、保育所、認定こども園及び市外公立保育所、認定こども園の入園、入所時にかかる教育・保育に要する費用の額を給付費として支弁し、各教育保育施設の健全運営に寄与するためのものがございます。

令和3年度実績は、市内15施設、市外5施設に支弁しており、支給金額5億5685万9800円となっております。

不用額につきましては、公定価格の据置き等により5486万円の不用額が生じております。事業は確実に執行済みで、保育施設の運営、保育サービスへの影響はございません。

以上で、教育・保育給付費支給事業の説明を終わります。

以上で、西予市一般会計歳入歳出決算の認定について、子育て支援課所管分の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○竹崎班長

担当課長の説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○宇都宮委員

これ私が事業抽出してたもんなんですけれども、成果報告書がなかったもので説明を伺いたいなどと思って今聞かせていただいたんで、もう質疑はないんですけれども、これからも健全な保育環境に努めていていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○竹崎班長

そのほか質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎班長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第1号「令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」子育て支援課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎班長

挙手全員により、当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時45分)

【長寿介護課】

○竹崎班長

再開を告げる。(再開 午後1時47分)

それでは、認定第1号「令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」長寿介護課所管分についてを議題といたします。

まず、歳入について担当課長の説明を求めます。

○土居長寿介護課長

それでは、認定第1号「令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」長寿介護課所管分につきまして、決算書に基づき歳入の御説明

をさせていただきます。

決算書の 23 ページ、24 ページを御覧ください。

12 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目民生費負担金、1 節社会福祉費負担金、収入未済額が 3 万 6000 円となっております。

これは、養護老人ホーム入所者の扶養義務者に係る措置費用負担金でございます。詳細は、令和 2 年度からの繰越し 1 件、月額 4,500 円の 8 カ月分となっております。令和 3 年度におきまして、未納者とは納付相談を行い、納付計画を作成しておりましたが、分納いただいております。現在、連絡のとれない状況となっております。今後も督促を継続し収納に努めてまいります。

以上で、長寿介護課所管分歳入についての説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○竹崎班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業、高齢者路線バス利用補助事業について、担当課長の説明を求めます。

○土居長寿介護課長

それでは、認定第 1 号「令和 3 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」長寿介護課所管分につきまして、決算書に基づき、事前に通告のありました事務事業について御説明させていただきます。

まず、決算書は 133 ページ、134 ページ、高齢者路線バス利用補助事業を御覧ください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、3 目老人福祉費になります。高齢者路線バス利用補助事業は、通院及び買物等の交通手段として、公共路線バスを利用する高齢者に対して運賃を助成することにより、高齢者の負担軽減を図り福祉の増進に寄与することを目的としております。

事業内容は、市内に住所を有する満 70 歳以上の高齢者を対象に、運賃の 2 分の 1 を助成するため、西予市高齢者路線バス利用助成券を交付するものです。ただし、乗車 1 回の運賃の金額が 260 円以下の場合は助成の対象となりません。助成券は 1 冊 36 枚つづりで、1 人につき年間 2 冊

まで交付します。また、対象となる路線は、公共路線バスの西予市区域内としており、市外は助成対象外となります。補助実績としましては 362 万 1790 円となっております。

事業の評価及び今後の方向性ですが、申請者数と利用回数は減少傾向にありますが、高齢者の通院や買物支援につながっていると評価するとともに、事業継続が望ましいと考えております。

以上で、高齢者路線バス利用補助事業の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○竹崎班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○酒井副班長

起点が市内であれば宇和島までも構わなかったと思いますが。

○土居長寿介護課長

あくまで市内の走った分のみとなっております。

○酒井副班長

できたときに私はそういうような解釈をしたと思っておりましたが、そしたら、明浜から吉田病院へ行く通院は対象外だったですね。

○竹崎班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 53 分）

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 56 分）

○酒井副班長

これできたときから、起点とそういうものに対して、非常に端々のほうから中心部、例えば三瓶の方が八幡浜へ行く、医療とかそういうこと、そして、明浜の人が吉田、宇和島へ行く場合は、非常に 260 円というのが対象にならない。それと宇和町の人がどっか行く場合には大体なる。野村行くにもなる。そういう不都合があるんじゃないかということをお聞きして、そしてこれは是正して、何らかの方法で、もう少し使いやすい、利便性のあるものにしていただきたい。そのように考えますがいかがでしょうか。

○竹崎班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 57 分）

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 57 分）

○土居長寿介護課長

この補助金につきましては、高齢者の負担軽減を目的としております。

市内の病院や店舗等を利用してもらい野村病院、また西予市民病院の利用者の増加、また、市内店舗の消費喚起を進めることを目的としておりますので、現在のところ市内のみとしたいというふうに考えております。

○酒井副班長

これね、免許返納のときと実際比べたら、免許返納のほうが率が非常にいいんですよ。その辺りも含めて発言をいたしております。

実際利用者が減っているというところもありますので、免許返納したときには、もう率が非常にいいんで、ほとんど条件なしですからね、その辺りも含めて条件あるんですよ。あるのはあるんだけど、これと比べて条件が非常に緩いと。だから今免許返納したほうが、高齢者がそのときのほうがいいんでその辺りも含めて、免許返納のときのこういう要件のバス利用のやつは、これができたときにはなかったと思いますんで、そういうものも含めて研究していただきたいと思います。

○竹崎班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後1時59分）

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午後2時3分）

○土居長寿介護課長

ありがとうございます。

先ほどの御質問に対しましては、生活交通バス、またデマンド乗合タクシーとの関連もございますので、今後の最低の料金等については検討させていただきたいと思います。

○竹崎班長

そのほかに質疑はありませんか。

○和気委員

肝心な利用者の方の意見とか、要望、感想などをまとめられたことがありますか。あったら聞かせてください。

○竹崎班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時4分）

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午後2時4分）

○土居長寿介護課長

現在のところ乗車されるお客様等についてのアンケート等は、今までについては行っていないところが現状です。

○竹崎班長

そのほか、質疑はありませんか。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時5分）

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午後2時6分）

そのほかございませんか。

○竹崎班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業、老人クラブ等活動支援事業について担当課長の説明を求めます。

○土居長寿介護課長

続きまして、決算書は131ページ、132ページ、老人クラブ等活動支援事業を御覧ください。

同じく3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費になります。老人クラブ等活動支援事業は、軽スポーツの実施や奉仕活動、独居高齢者の見守り、子どもたちとの交流など、地域社会の発展と福祉の向上に貢献している老人クラブの運営を支援していくことで、元気な高齢者づくりが図られ、健康寿命の延伸につながっていくことを目的としております。

補助実績としましては、単位老人クラブ助成として、112クラブ掛ける1,300円掛ける12カ月の174万7200円、市連合会助成分としまして、5,162人の会員数掛ける40円プラス25万円の45万6480円、市単独補助金として、市内会員数5,162人掛ける300円の154万8600円、新規結成老人クラブ補助としまして、1クラブ掛ける3万円の3万円、合計378万2280円となっております。

事業の評価及び今後の方向性ですが、クラブ数や会員数は減少傾向にありますが、老人クラブの活動に大きく貢献できていると評価できることから事業継続が望ましいと考えております。

以上で、認定第1号「令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」長寿介護課所管分の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○竹崎班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○酒井副班長

最近老人クラブの脱退というか、もうつくらないという地域が出始めてますが、どのようにとら

えておりますか。

○土居長寿介護課長

老人クラブの会員数は減少しているのが現状です。令和元年度が 5,625 名、令和 2 年度が 5,358 名、令和 3 年度が 5,162 名と年々減少しております。この要因としましては、会員の高齢化による自然減と就労年齢の高齢化により今日の 60 代は現役として活躍されている方が少なくないこと、またインターネット等の普及によりまして、趣味、また仲間づくりができるようになったこと、地域とのかかわりを煩わしいと考える方が増えたことにより新規加入者が減少しているというふう到现在のところ分析しているところです。

○酒井副班長

減員してる分析は分かるんですけども、行政が、老人が健康増進だとか、そういうことを老人クラブは自主団体でありますんで、行政が入るのはなかなか入りにくいかもしれませんけれども、今このような高齢化になって、44%ぐらい率になって、中には老人クラブが 70 歳以上のところもあれば、60 歳以上の老人クラブもある。そのような中で、もう少し行政が関与するようなことをされたいかがですか。やはり終活といいますか、逝くのにああよかったなと思えるような行政のかかわりが、自主団体でありながらかかわりを持つのがいいんですか、何か行事とかそういうものとか企画とか、老人クラブから上げていったら積極的な予算が組めるとか、そういうものを考えるような施策を考えるつもりはございませんか。

○竹崎班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 11 分）

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 12 分）

○土居長寿介護課長

老人クラブの活性化を図る上で高齢者の生きがいと健康づくり、また、支え合う地域づくりの推進が図られます。また、介護予防や健康寿命の延伸にもつながっていくと考えられます。会員が自治会の中で未加入者と親睦を深めたり、老人クラブの活動内容の周知、また若手会員や女性会員の力を反映させて、魅力ある老人クラブ活動を PR していくことももちろん老人クラブとしてやっていくことも大事と思うんですが、市としてもこういう事業にぜひ協力をして進めていきたいというふうに考えております。

○酒井副班長

そのとおりなんです。その通りなんですけど、これほど高齢化率があって、その中で生きがい求めながらインターネットとかいろんな趣味を独自で探せる人はいいいんです。そういう人じゃなしに、絶対数が今は一番多い時期ですから、これからまた老人の絶対数も減っていきます。この人たちが楽しくあちらへ逝くときに、よかったなと思えるようなこと、老人クラブとかそういう活動する自主活動する人は入らないんですよ。先ほど言ったような勉強する人らは、老人クラブ入らないんだから、今言ったようなこと、趣味を自分で持つとかインターネットやるとかそんな人は、そうじゃない人らが老人クラブに勧誘していろいろやってるんだから。行政側から、もう少し、今言ったのは自主団体ですから、ただ自主団体がこういう会合、こういう今回、明浜町俵津でじじばば演芸会というのを自主的にやるんですよ。そういうときに、こういう企画するからこういうものについて、ジュース代が出るのかどうか分からんけれども、そういうものに対して行政がやるとかいうことをやってもらいたいというような施策を考えたらどうですかということと、もう 1 点質問ありますが、これが自主団体ですので、今まで旧町ときは公民館が事務局持っていました。それが持てなくなりました。連絡係をするときはありますけど、事務局が持てない。そういうことに関して、地域活動センターが持てるのかどうかだけはこの調整を総務課としたいと思っています。

○竹崎班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 14 分）

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 20 分）

○土居長寿介護課長

まず 1 点目の質問につきまして回答させていただきます。

まずイベント等の補助等につきましては、例えば講師の紹介であるとか、企画等については、行政でできるサポートについては実施していきたいというふうに考えております。

2 点目の老人クラブ等の事務局を地域づくり活動センターで持つことについてなんですけど、現在のところ、地域づくり活動センターで雇用される地域任用職員が地域づくり団体等の事務局を持つことができるようになっておりますので、絶対と

は言えないんですが、その点も確認させていただきたいと思います。

○竹崎班長

そのほか質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎班長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第1号「令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」長寿介護課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕

○竹崎班長

挙手全員により、当分科会として原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時21分）

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午後2時28分）

続きまして、認定第5号「令和3年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

○土居長寿介護課長

それでは、認定第5号「令和3年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」主要な施策の成果報告書及び西予市介護保険特別会計歳入歳出決算書に基づき御説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書108ページを御覧ください。

I. 財政状況、決算規模と決算収支でございますが、令和3年度の決算規模は、歳入63億304万9000円、歳出61億3198万円となっております。歳入と歳出の差額、形式収支額は1億7106万9000円でございます。これは前年度と比較しまして1億1408万7000円の増額となっております。

次に、歳入歳出決算の状況でございますが、第1－2表、歳入におきましては、科目の1保険料、4国庫支出金、5県支出金、6支払基金交付金が介護保険事業の主な財源となっております。保険料は、65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料になります。国庫支出金及び県支出金は、介護給付費や地域支援事業に対する負担金及び補助金でございます。

支払基金とは、社会保険診療報酬支払基金のことで、主に診療報酬の審査、支払いを行う機関ですが、介護保険にかかる費用徴収も行っております。40歳から64歳までの第2号被保険者の介護保険料は、社保や国保など各医療保険者から介護給付金として支払基金に納められ、介護給付費や地域支援事業に係る必要額を介護保険者である市町村へ交付される仕組みとなっております。

介護保険事業の財源は、自己負担金を除いた事業費のうち、保険料が50%、公費負担が50%になっております。保険料分50%の内訳は、65歳以上の第1号被保険者分が23%、40歳から64歳までの第2号被保険者分が27%となっております。この負担割合に、3年に一度全国の人口比率に基づいて政令で定められます。

また、公費負担分50%に当たる国・県・市それぞれの負担率は、サービス給付や事業の種別に応じて定められております。

次に、科目8繰入金ですが、これは、市の公費負担分や一般管理費などを一般会計から繰り入れるものです。その内訳は、下段の表、一般会計繰入金の状況に記載しております。

歳入決算額63億304万9000円は、前年度と比較して1億7207万4000円の増額となっております。

次に、109ページの歳出欄を御覧ください。

歳出決算額は61億3198万円で、前年度と比較して5708万7000円の増額となっております。その要因としまして、歳出の93.6%を占める保険給付費が前年度と比較しますと4027万7000円増加しております。

介護給付費等の推移ですが、グラフのとおり、介護給付費等は、平成28年度以降増加しておりますが、令和3年度の地域支援事業費は、令和2年度同様、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業縮小または中止したことから減少しております。

続いて、110ページの3. 保険料の収納状況でございますが、第1－3表のとおり、普通徴収につきましては、平成28年度以降、収納率は毎年向上しておりましたが、令和3年度は、若干ではございますが、収納率が減少しております。この要因としましては、先ほどから申し上げておりますように新型コロナウイルス感染症の長期化により、年間収入が減ったことによるものと考えられ

ます。今後も介護保険制度の周知を図り、適正収納に努めてまいります。

続きまして、111 ページを御覧ください。

被保険者数や要介護、要支援の認定者数の概要と推移を記載しております。第1号被保険者は、介護保険料の所得段階別に9段階で記載しております。認定者数を見ますと、第1号被保険者では、要支援1から要介護2までの比較的軽度な方が全体の約62.1%、前年は61.5%で、前年度と比較しますと0.6%高くなっております。

次に、112 ページを御覧ください。

サービス費別の保険給付状況を記載しております。支給額で見ますと、在宅サービス費が全体の約55.9%を占めておりますが、前年度より0.2%減少しております。また、施設サービス費は全体の約37.6%で、前年度より0.8%増加しております。在宅サービスのうち訪問通所サービスでは、通所介護、デイサービスの給付費が約54.4%を占めており、その他単品サービスでは、認知症対応型共同生活介護、グループホームの給付費が46.8%を占めております。

続きまして、113 ページを御覧ください。

地域支援事業実施状況を記載しております。

地域支援事業は、昨年度同様、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業縮小または中止となった事業も多く、昨年度と比較すると、事業費で142万6391円減少しております。

次に、114 ページを御覧ください。

地域包括プラン数年次推移を掲載しております。

グラフを見ますと、平成28年度から訪問介護、通所介護が総合事業介護予防日常生活支援総合事業に移行したことによりケアマネジメント件数が増加する中、令和3年度は、通所型サービスへの新規実施や委託数の減少等により包括が作成するプラン数が大きく増加しております。

続きまして、西予市特別会計歳入歳出決算書84ページ、85ページをお開きください。

西予市介護保険特別会計歳入歳出決算書、歳入でございますが、1款保険料、1項介護保険料、85ページの不納欠損額は364万7068円となっております。法に基づき時効となりました未納分を不納欠損しております。前年度と比較しますと28万4197円減少しております。

また、収入未済額は1385万921円となっておりますが、転出や死亡による還付未済額が44万

7922円生じておりますので、令和4年度への滞納繰越金額は、現年度、過年度分を合わせて延べ268人、1429万8843円となります。前年度と比較すると延べ7人減少し59万9449円増加しております。今後も督促を継続し、収納に努めてまいります。

次に、10款諸収入、4項雑入、収入未済額593万140円ですが、これは、介護老人保健施設における不正利得を返還計画に基づいて徴収しているもの593万円及び、介護認定情報コピー代3件、140円でございます。コピー代については既に納入いただいております。

以上で、認定第5号「令和3年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○竹崎班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○酒井副班長

介護認定の問題があるんですけども、非常に昨今厳しくなってる。といって、認定の1から5までの率が4、5が以前と比べて少なくなってるんじゃないかというような、気をつけて少なくなってるんか、それとも認定が厳しくなって少なくなってるんか、その辺りはどういうふうに思っておりますか。

○竹崎班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時39分）

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午後2時41分）

○土居長寿介護課長

特に介護の認定につきましては、認定要件が変わっていることはございません。実際に介護認定の調査を行いまして、それを審査会できちんと諮っていただいて認定を進めているので、下がっているというのは特にもうそのままの状態というふうに考えております。

○竹崎班長

そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎班長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

認定第5号「令和3年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎班長

挙手全員により、当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時42分）

【医療介護部】

【医療対策室】

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午後2時48分）

藤井医療介護部長に挨拶を促す。

○藤井医療介護部長

挨拶を行う。

○竹崎班長

挨拶は終わりました。

それでは、これより認定第1号「令和3年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」医療対策室所管分についてを議題といたします。

通告事業、巡回診療車運営事業について、担当室長の説明を求めます。

○亀岡医療対策室長

それでは、認定第1号「令和3年度西予市一般会計歳入歳出予算の認定につきまして」医療対策室所管分について御説明させていただきます。

歳入の収入未済額、不納欠損はございませんので決算書及び主要な施策の成果報告に基づきまして、2事業について御説明させていただきます。

まず、主要な施策の成果報告書56ページの巡回診療車運営事業を御覧ください。決算書は159ページとなります。

この巡回診療車運営事業につきましては、平成30年7月末に廃止となりました野村町惣川診療所と城川町遊子川診療所の代替としまして、惣川地区では週2回、月曜日、水曜日、遊子川地区では週1回、診療時間午後2時から4時のサイクルで巡回診療車による診療を行っております。

市が実施主体となり、事業実施は市立野村病院が行い、事業に係る経費を市が負担する事業となっております。

令和3年度の支出につきましては、移動診療車運営負担金896万9792円となっており、全額ふるさと応援基金を充当しております。

利用患者が前年度より111人、13.5%減少したことで、経費等も減少し、不用額が136万3208円出ておりますが、事業につきましては、順調に執行できており住民サービスへの影響はございません。

事業の評価につきましては、運営委員会を設置し、昨年度は書面開催ということでしたが、おおむね計画どおりに事業が実施されていることを確認いただいております。しかし、今後の患者数の減少に見合った診療回数等につきまして、今後検討を進めていきたいと考えております。

引き続き、利用者の声を取り入れ、住民に利用しやすい診療車へと改良を加えながら地域医療の確保につなげていきたいと考えております。

以上で、巡回診療車運営事業の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○竹崎班長

担当室長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

無医地区をカバーするということで巡回診療を立ち上げたというふうに理解しております。無医地区というのは半径何十キロ以内に病院、医院がないという概念だったでしょうか。

○竹崎班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時54分）

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午後2時56分）

○亀岡医療対策室長

無医地区につきましては、医療機関のない地域、そちらについての当該地区の中心的な場所を起点としまして、おおむね半径4キロメートルの区域内に約50人以上が居住している地区ということで定義がされております。

○中村委員

今後、西予市において、その巡回診療車、今、一部ですけれども、増やしていくとかそういうことについては視野に入っていますでしょうか。

○亀岡医療対策室長

市内には無医地区となる、準じる地区というのは何カ所かありますが、巡回診療車を市が運営するとなるとまた市の医師会との関係であったりとか、民間の診療所が訪問診療に行かれているとい

うような面がありまして、民業圧迫に関係するように市の医師会ときちんとした協議をしながら進めていきたいと考えております。

○竹崎班長

そのほか、質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎班長

一部重なるんですが、無いようでしたら。

この事業そのものはもう既に4、5年になるんでしょうかね。もうちょっとなるかもしれません。その現状と今後についてもし答えられる範囲でいいんですが、教えていただけますか。

○亀岡医療対策室長

先ほど御説明差し上げましたように、平成30年8月から始まっております。ですので、今年で5年目になります。

患者数的には先ほど申しましたように、惣川に週2回、遊子川に週1回行っているんですが、惣川地区の患者数、人口減少による患者数等が減ってきたこともありまして、今年度からは、週1回にしております。両方とも週1回になっております。ですので、野村病院も医師の充足もなかなか難しいところではあるんですが、今後につきましては、要望のあった地域といいますか、そういったところを医師会と協議を進めていきながら、行けるところが行けるというわけではないんですけど、そこについてはまた詳細な場所、そして、患者数、対象となる住民の方にも関係してくると思うんですが、詳細な協議をしていきながら今後進めていきたいと考えております。

○竹崎班長

そのほか質疑ございませんか。

○酒井副班長

聞きにくい問題なんですけど、今無医村的なところとか巡回で行っていただいて、そして死亡診断書を書いてもらったりするときに、私の患者じゃないからとかいうような問題が私の耳に入ってきておりますが、そういうときにはどこへ苦情言ったらいいのか教えてもらえますかというのがありました。そして、今ありますのはオミクロンの注射を医師会を通さないでその医院に行った場合に、先生の答えが全然相手にしてもらえないというときに、非常に難しい問題なんですけれども、取りあえず窓口はどこになってるかということだけお聞きします。

○竹崎班長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後3時0分）

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午後3時4分）

○亀岡医療対策室長

先ほど酒井委員から御質問のありましたワクチン接種につきましては、担当が健康づくり推進課内にワクチン接種対策室がありますので、そちらで対応することとしております。

また、もう一つの質問であります亡くなった方の検死等につきましては、詳細に調査させていただきまして、後日回答させていただければと思います。

○宇都宮委員

成果報告書の実績評価のところで、アンケートの意見を反映させて、利用しやすい診療所へと改良を加えながらという文面があると思うんですけど、どんな意見があって改良する部分が決まっている部分があれば、また教えていただけたらと思うんですけども。

○亀岡医療対策室長

アンケートにつきましては運営開始当初から、惣川、遊子川についての利用者へのアンケートということとしております。最初のうちは、今まで診療所であったものが、車の中になったということで、場所が狭いとか、そういった苦情等がいろいろあったんですが、5年目となって患者さんも慣れてきていただいて、そういった意見等はもう余りなくなってきました。車の中に入るときに、手すり等が最初なかったものですから、そういった意見がありましたので、初年度のときには手すりや危なくないような対応をしながら、そういったところの車の乗降の際であったりとか、そこら辺の利用しやすい改良を加えながらしております。

○宇都宮委員

意見を反映させて、していただいているということで安心したところなんですけれども、これからも努めていただければと思います。

○竹崎班長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎班長

以上で質疑を終結いたします。

それでは、続きまして、通告事業の2つ目、市

立病院経営支援推進事業について、担当室長の説明を求めます。

○亀岡医療対策室長

続きまして、主要な施策の成果報告書の 57 ページの市立病院経営支援推進事業を御覧ください。決算書については 159 ページになります。

この事業につきましては、両市立病院の健全な経営のための改革を高い専門性を有するコンサルタントの支援を受けることで、平成 29 年 3 月に策定しております新病院改革プランの目的達成に向けまして、迅速かつ確実に進めることを目的として実施をしております。

令和 2 年度から事業を実施し、昨年度は、両市立病院での当面の経営改善支援と二次救急集約に関する支援を行っていただきました。

医師、看護師の不足によりまして、本年 4 月からの二次救急集約は延期となっておりますが、今年度も引き続き、従事者の確保はもとより、確保ができなかった場合も視野に入れて、市内の救急体制の維持に向け、両病院の機能再編を進めているところでございます。

なお、この事業の財源については、過疎地域自立促進特別基金を充てております。

以上で、市立病院経営支援推進事業の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○竹崎班長

担当室長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

二次救急の集約体制整備に向けて、医療コンサルタントからアドバイスを受けているということでした。医療コンサルタントの方が、具体的にどんなこと言われているか、分かる範囲で教えてくださいませんか。何をどうすればいい、お医者様は何人足りないのだみたいな課題を教えていただきたらと思いますが。

○亀岡医療対策室長

令和 2 年度からコンサルタントに入っているんですが、初年度については、西予市、両市立病院の現状把握といいますか。それをしていただいて、各部門、医師、看護師そしてまたリハビリ担当とかにヒアリングをしながら現状把握を令和 2 年度したんですけど、3 年度について、

その現状把握の中から両市立病院での意見を聞き取りをした後、医師の数、看護師の数の設定を今しているところではあるんですが、なかなかそういったきちんとした設定といいますか、正確な人数の設定がまだできておりませんので、それについていろいろ両病院で協議をしながら現在も進めているところでございます。

○中村委員

お医者様の数、看護師さんの数は以前からずっと足りてない状況だったと思います。市立病院の病院改革プランについては、当初から何回か延びて、令和 4 年 3 月に二次救急の一元化だけとはいうところもまた延びたということなので、それはいつ達成できるんだろうみたいなことに現状あるのかなと思っています。

今日は分科会ですけど、厚生常任委員会としてもこの問題を年間の目標に掲げて、何とか 1 年間かけて成果を出して取組みたいということにしておりますので、単純に頑張っていたらというような生易しいことでは終わらないと思うんですけども、何ていうんですかね、3 万 6000 人規模の市で 2 つの公立病院を抱えるということは非常に財政上も厳しいのかなというふうに考えておりまして、それぞれの病院の機能をそれぞれ特徴づけてやっていかないと少し厳しいなあという、今現状把握としては、私ども委員の 1 人としてはそういう感覚でおります。

具体的なことが今何人ということは、まだ数字が出ていないというのはええというようなところはあるんですけども、目標を設定したら早めに当委員会でも御相談させていただいて、聞かせていただければと思います。

以上、質問ではなくて意見になりましたので、答弁求めませんから。

○竹崎班長

そのほか質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎班長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第 1 号「令和 3 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」医療対策室所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕

○竹崎班長

挙手全員により、当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 3 時 13 分）

【病院】

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午後 3 時 15 分）

それでは、これより認定第 10 号「令和 3 年度西予市病院事業会計決算の認定について」を議題といたします。

担当事務長の説明を求めます。

○麓西予市民病院事務長

それでは、認定第 10 号「令和 3 年度西予市病院事業会計決算の認定について」西予市民病院分につきまして説明をさせていただきます。

決算書 124 ページを御覧ください。

令和 3 年度の事業概要を報告いたします。

近年は、医師及び看護師の不足など、医療を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いており、さらに、新型コロナウイルス感染症の終息のめどが立たない中、勤務環境、病院経営は一層厳しいものでしたが、西予市民病院では、内科、外科、整形外科及び泌尿器科の常勤医師と、皮膚科、脳神経外科及び婦人科の非常勤医師による診療を行いました。地域の中核医療機関及び二次救急医療機関としての役割を果たすことができたと考えております。

また、内科医師が毎週水曜日に松野中央診療所へ支援診療に出向くなど、南予地域における僻地医療の維持にも引き続き協力を行っております。

続きまして、132 ページを御覧ください。

年間の業務量でございます。

一番下の合計欄を御覧ください。

入院については、年間件数が 2 万 8193 件でした。対前年度 7.9%、2,405 件の減です。入院に係る診療報酬は 11 億 1106 万 3264 円でした。対前年度 1.9%、2101 万 9807 円の減です。

外来につきましては、件数が 4 万 5603 件でした。対前年度 3.1%、1,382 件の増です。外来の診療報酬は 6 億 20 万 591 円でした。対前年度 4.6%、2626 万 7152 円の増です。

入院、外来合わせて 17 億 1126 万 3855 円で、対前年度 0.3%、524 万 7345 円の増となりました。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響によ

り、一部病棟を休止し減収となったものの、整形外科において、入院、外来ともに増収となったことが要因と考えております。

続いて、152 ページを御覧ください。

収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入の病院事業収益の決算額は 24 億 5804 万 2808 円で、対前年度 0.5%、1139 万 188 円の減となりました。内訳は、第 1 項医業収益は 0.8%増加し 18 億 1767 万 1713 円、第 2 項医業外収益は 4.2%減少し 6 億 2098 万 1681 円、第 3 項特別利益は 6.1%増加し 1938 万 9414 円でございます。

第 1 項医業収益の微増理由は、さきに説明しました新型コロナウイルス感染症の影響による減収と整形外科の増収によるものと推察いたします。一方、第 2 項医業外収益が 4.2%減少した理由ですが、新型コロナウイルスに係る国・県の補助金が減収をしたことによるものです。第 3 項特別利益の増加理由は、主に過年度損益修正益の増加及び前年度に引き当てた賞与、法定福利引当金の残額を戻入したものです。

これに対し、支出の病院事業費用の決算額は 26 億 1558 万 926 円で、対前年度 4.3%、1 億 731 万 8837 円の増となりました。内訳は、第 1 項医業費用は 4.2%増加し 24 億 6156 万 1524 円、第 2 項医業外費用は 5.6%増加し 1 億 5196 万 3605 円、第 3 項特別損失は 12.9%増加し 205 万 5797 円でございます。収益、費用ともにスマイル保育園分を含んでおります。

以上が、決算報告書の収入及び支出の款項の区分ごとの決算状況であり、全て消費税を含んだ決算額であります。

消費税を含まない実質的な 1 年間の収支の状況については、損益計算書で御説明申し上げます。

154 ページをお開きください。

損益計算書でございます。

医業収益は、入院収益 11 億 1106 万 3264 円、外来収益 6 億 20 万 591 円、その他医業収益 1 億 29 万 2821 円で、合計 18 億 1155 万 6676 円です。その他医業収益の主なものは、救急医療の確保に要する経費に伴う一般会計からの繰入金、そのほか必要差額収益、文書料、おむつ代などでございます。

2. 医業費用は、（1）の給与費から（6）の研究研修費まで、合計 24 億 2323 万 3218 円でございます。1. 医業収益と 2. 医業費用の差額、

営業損失は 6 億 1167 万 6542 円となり、対前年度 15.3%、8139 万 1273 円増加しています。

3. 医業外収益は、(1) の受取利息及び配当金から、(7) 事業所内保育・病児保育運営収益までの合計が 6 億 1886 万 7091 円です。

4. 医業外費用は、(1) 支払利息及び企業債取扱諸費から(5) 事業所内保育・病児保育運営費の合計 1 億 8374 万 6441 円です。

3 の医業外収益と 4 の医業外費用の差が 4 億 3512 万 650 円となり、医業収支での営業損失と合わせた経常損失は 1 億 7655 万 5892 円となりました。経常損失は、前年度と比較し 1 億 1909 万 4459 円増加しております。

次に、155 ページの特別利益 1938 万 8690 円ですが、過年度損益修正益、前年度に引当てた賞与及び法定福利引当金の残額を戻入しております。

経常損失と特別利益、特別損失を合わせて、令和 3 年度の純損失は 1 億 5921 万 1078 円となりました。

これによりまして、当年度未処理欠損金は 12 億 5567 万 7301 円となりました。

1 の医業収益から 6 の特別損失までの詳細につきましては、決算書の 162 ページから 164 ページの収益明細書、費用明細書に掲載しておりますので、後ほどお目通しください。

以上が、収益的収入及び支出並びに損益計算書に関しての説明でございます。

次に、153 ページにお戻りください。

資本的収入及び支出の決算について御説明いたします。

第 1 款資本的収入の決算額は 1 億 7713 万 3805 円で、前年度 66.4% 減となりました。内訳は、第 1 項出資金 340 万円、第 2 項負担金及び交付金 1 億 3333 万 3805 円、第 3 項企業債 2850 万円、第 5 項補助金 1190 万円となっています。

第 1 項出資金、第 2 項負担金及び交付金の内訳は 137 ページに記載しており、第 3 項企業債については 146 ページに掲載しております。

次に、資本的支出について説明いたします。

第 1 款資本的支出の決算額は 2 億 6211 万 8086 円で、対前年度比 57% の減となりました。その内訳は、第 1 項建設改良費 4971 万 7690 円でございますが、超音波画像診断装置等の医療機器を購入させていただいております。

建設改良費の詳細につきましては 131 ページに

掲載をしております。

第 2 項企業債償還金 2 億 1000 万 396 円でございますが、内訳は 146 ページに記載をしております。第 3 項投資 240 万円は奨学資金貸付金でございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額 8498 万 4281 円は過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしております。

以上で、認定第 10 号「令和 3 年度西予市病院事業会計決算の認定」のうち、西予市民病院分についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○垣内野村病院事務長

続きまして、野村病院分の決算について御説明いたします。

決算書 124 から 125 ページをお開きください。

事業報告書の中ほどから下、(野村病院) からになりますが、令和 3 年度の事業概要について御報告いたします。

野村病院におきましても医療を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いております。そのような中、令和 3 年度は、内科医師 6 名、整形外科医師 2 名、計 8 名の常勤医師と、愛媛大学からの支援を受けて、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科、心療内科及び整形外科の非常勤医師による診療を行いました。

また、平成 30 年度から運用を継続しております移動診療車による巡回診療では、惣川、遊子川地区において、年間 142 日、延べ 711 人の方が診療を受けられております。

また、当院に設置された愛媛大学大学院医療学研究科地域医療学講座、地域サテライトセンターでは 78 人の医学生が実習を行い、9 人の臨床研修医が研修を行いました。

野村病院では、年間を通して医学生や研修医が院内で研修を行っており、学生たちにとっては地域医療を学ぶ貴重な機会となっております。

続いて、133 ページをお開きください。

業務量でございますが、一番下の段の合計の欄を御覧ください。

年間の入院患者数は 2 万 3147 人で、対前年度 7.3%、1,822 人の減となっております。外来患者数は 4 万 857 人で、対前年度 4.0%、1,697 人の減となりました。

これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と野村・城川地域の人口減少の影響を受けている

ものと考えております。

次に、166 ページの決算報告書を御覧ください。

収益的收入及び支出について御説明いたします。

収入の病院事業収益の決算額は 16 億 6109 万 7081 円で、対前年度 4.2%の増加となりました。内訳は、第 1 項医業収益は 2.0%減少し 12 億 1849 万 9048 円、第 2 項医業外収益は 28.7%増加し 4 億 3911 万 7132 円、第 3 項特別利益は 60.5%減少し 348 万 901 円でございます。

医業収益減少の理由は、先ほども申しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等によるものと推測をしております。一方、医業外収益の増加については、一般会計からの補助金のうち、基礎年金拠出金公的負担に係る補助が前年度ゼロから 2510 万 9560 円追加となったこと、また、不採算地区病院の運営に係る負担金が 7129 万 2000 円増加となったことによるものです。

これに対し、支出の病院事業費用の決算額は 16 億 4128 万 3954 円で、対前年度 0.5%の微増となりました。内訳は、第 1 項医業費用は 0.5%増加し 15 億 9958 万 1143 円、第 2 項医業外費用は 3.5%増加し 4005 万 5929 円、第 3 項特別損失は 46.3%減少し 164 万 6882 円となっております。

以上、決算報告書の収入及び支出の決算状況で、これらは消費税を含んだ額でございます。

消費税を含まない収支状況につきましては、損益計算書で御説明をいたします。

168 ページの損益計算書のページをお開きください。

まず、医業収益ですが、入院収益 7 億 5587 万 2456 円、外来収益 3 億 7405 万 5865 円、その他医業収益 8447 万 9215 円で、合計 12 億 1440 万 7536 円でございます。うち、その他医業収益の主なものは、救急医療の確保に要する経費に係る一般会計負担金 3515 万 4661 円が含まれており、その他室料差額収益、文書料等でございます。

続いて、医業費用は、給与費や材料費、経費等、合計 15 億 8033 万 3128 円で、対前年度 0.5%の増加となっております。医業収益と医業費用の差額の営業損失は 3 億 6592 万 5592 円となり、対前年度 10.2%増加することとなりました。

続いて、医業外収益は 4 億 3782 万 8922 円で、対前年度 28.8%増となっております。

これに対し、医業外費用は 5487 万 6880 円で、対前年度 0.2%増となっており、企業債の支払利

息がその主なものとなっております。

医業外収益と医業外費用の差額 3 億 8295 万 2042 円と営業損失を合わせますと、令和 3 年度は 1702 万 6450 円の経常利益を計上することができました。

経常利益に特別利益及び特別損失を加減算した令和 3 年度の純利益は 1885 万 8015 円となりました。

これにより、当年度末処分利益剰余金は 5 億 5831 万 1213 円となっております。

なお、損益計算書の詳細につきましては、決算書 176 ページから 178 ページの収益費用明細書を御参照ください。

以上、収益的收入及び支出と損益計算書の説明となります。

続いて、167 ページへお戻りください。

資本的收入及び支出の決算について御説明いたします。

第 1 款資本的收入の決算額は 1 億 4397 万 6203 円で、対前年度 63.0%減となりました。内訳は、第 2 項負担金及び交付金 1 億 87 万 4203 円、第 3 項企業債 4100 万円、第 5 項補助金 210 万 2000 円となっております。このうち負担金及び交付金は、国の基準に基づいて一般会計から繰入れられる企業債償還元金に係るものでございます。第 3 項の企業債につきましては 126 ページに記載しております建設改良事業の財源として充当いたしております。また、第 5 項の補助金は、令和 2 年度から繰越したオンライン確認システム補助金 200 万 2000 円と新型コロナウイルス感染症拡大防止継続支援補助金 10 万円となっております。

次に、資本的支出ですが、第 1 款資本的支出の決算額は 2 億 70 万 2997 円で、対前年度 55.9%の減となりました。その内訳は、第 1 項建設改良費 4407 万 9200 円で、令和 3 年度は画像情報管理システムの更新、超音波画像診断装置、眼底カメラの購入等を行っております。第 2 項企業債償還金 1 億 5662 万 3797 円でございますが、その詳細は 147 ページに記載しておりますので御参照ください。

資本的收入が資本的支出に対して不足する額 5672 万 6794 円は過年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

以上、認定第 10 号「令和 3 年度西予市病院事業会計決算の認定について」のうち野村病院分の

説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○竹崎班長

担当事務長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○酒井副班長

再度確認をさせていただきます。

野村病院の累積剰余金が 5 億 5800 万円ありまして、市民病院は累積の損益金が 12 億 5500 万円マイナスということで間違いございませんね。

○麓西予市民病院事務長

御認識のとおりでございます。

○酒井副班長

部長にお聞きいたします。

二次救急の以前もあったんですけども、こういう損益が非常に大きいとこと、その差額が、二次救急とか医療体制を一つにする難しさってのが感じられておりますか。

○藤井医療介護部長

私も 4 月から医療介護部に参りまして、大きな市としても課題が西予市民病院への二次救急の集約でございまして、もうそれから半年ぐらいたっておりますが、やはり医師、また看護師、こちらの確保、看護師も夜勤ができる看護師が必要ということもありまして、改めて私も二次救急を集約することに対して非常に厳しい現状ということを認識しております。

また、集約ができればいいというわけではなく、経営とかそういった面も考慮しながら、その集約を進めていかないといけないということもございまして、改めてこれは市の最重要課題ということで考えておりますので、議員の皆様におかれましても、引き続きご支援、またよいお知恵があったら教えていただきたいと思います。と思っています。

○酒井副班長

例え方悪いかもしれませんが、非常に剰余金のある会社と剰余金のない会社と一緒に何かをするってのはなかなかハードルが高いと思いますんで、その辺りはこれからも西予市は一つという形の中で進めていく以外ないと私も思っておりますんで、いろんな諸問題クリアするためにまた、厚生常任委員会もいろんな勉強会をして視察も行ったりますんで、また一つになってクリアしていきたいと、協力したいと思っています。

すんで、これも市民のためです。

○竹崎班長

そのほか質疑ありませんか。

○和気委員

先ほどお聞きしたらよかったかもしれませんけども、コロナの感染者数がかなり増えて、よく医療従事者の方の過重労働言うこと聞くんですけども、もちろんそのとおりだと思います。もうちょっと具体的に、どのように過重労働になつとるのか。やっぱり仕事をする時間が長くなるのか。あるいはまた、個人の行動制限もあると思いますね。そこら辺のこと少し教えてもらったらと思います。

○麓西予市民病院事務長

ただいまの和気委員の質問につきまして、西予市民病院で事務長が把握している範囲のお答えをさせていただきます。

看護師の過重労働、御認識のとおりなんですけれども、やはり入院患者、まず入院と外来とあるんですけども、外来にまずかかってくる電話というのが非常に増えておりまして、発熱外来等に対応しておるんですけども、それが、うちは内科で対応しておるんですけども、その看護師、受けれる看護師 3 人構えておるんですけども、常にいっぱい状態で、ほかの通常業務にも支障がきたしている、外来で言うところの点があります。

入院につきましては、入院患者、コロナの入院患者等がありますと、そこにどうしてもかかる人数がありますので、通常の入院のところから人数を取られてそちらに手をかけないといけないというところがあります。どうしてもコロナの患者というのは接することができないし、その都度完全防御で接しないといけないということなので、看護師に対する精神的負荷も大きい。接した看護師というのは、例えば家に高齢の方がいるとか、そういう方がいらっしゃったら、帰るのも控えたいというところで、今は宇和パークと提携をして、そこに泊まったりもしている現状もございまして。

肉体的にも精神的にも看護師には負担がかかってるっていう現状が西予市民病院のほうにはあります。

○垣内野村病院事務長

私から野村病院の現状について御報告させていただきます。

これも私が把握している範囲にはなりますが、

野村病院の場合は、現在陽性になっている患者さんの入院は受けてはおりません。というのが感染症の病床というのを持っておりませんので、よその病院で陽性になられて、ある程度一定期間経過された患者さんで、陽性からもう感染をさせないよといった期間があるんですが、そこをクリアされた方が転院されて、野村病院に受入れをするという後方支援ということで患者さんを受けるようなことになっております。そういった患者さんを受入れているところです。

そういったことで入院のほうは、患者さんを後方支援として受けるということで、少ない中で看護師が対応しているところです。

外来のほうはやはり一番ピークだったのがお盆の8月14日だったかと思うんですけど、救急当番日だったんですが、その日が一番ピークで、発熱外来を訪れる患者さんがもの凄く多かったです。

先ほど麓事務長も申しましたが、発熱外来で対応する場合は、1件1件エプロンをつけてフェイスシールドをつけてといった感染対策をした上での対応となりますので、その分余計に手間がかかる、時間がかかるということがございます。それに加えて件数的にもものすごく多かったです。その日の当番の看護師はほぼその1日発熱外来に付きっきりだったという状況でございました。

通常の救急の当番日には、自宅療養で療養されている陽性の患者さんが、コロナの病状が悪くなって来られるということももちろんあるんですけど、それ以外でコロナ陽性の患者さんが別の病気でおなかが痛くなったとかそういったことで救急搬送されてくる場合もありますので、そういった患者さんは受入れをしております。その場合もちゃんとした感染対策をしてその対応に当たるんですけども、毎日そういった事例があるわけではないんですが、ある1日の事例としてお聞きいただけたらと思うんですけど、陽性ではない患者さんの救急が入っていて医師が対応していたところに、陽性の患者さんが来られて、発熱外来を希望されてそちらのほうに看護師が対応をしていた。そうすると、当番日なので、通常の患者さんもしんどん外来から来られたりするんですけども、そうすると、医師1人、看護師1人で対応するのが重なってしまうと、もうとても手が回らないという状況がありまして、そういったことがこの

第7波の感染ピークの時期には起こってございました。

あと職員の対応なんですけども、飲み会とかそういうことは、ストレスもたまりますので4人まではオーケーというふうには現状はしております。県外とかも届出をしておけば、県外も外出してもいいよというふうにはしておりますけども、そうは言いましても子どもさんの帰省があったりとかお盆時期には結構ありましたけど、そういったことで濃厚接触になったり休暇をとらなくちゃいけない職員が増えまして、マンパワーがぐっと下がりまして外来がちょっと回らないのでどうしようかといった時期もありました。

以上、御報告とさせていただきます。

○和気委員

感想といいますか、いろんなことの体験しての結果です。意見ですが、やっぱり少々のことではもう病院来なくてもいいというふうなことをしたほうがいいんじゃないかと思うんですよ。実は私の孫が感染したんですけど、お医者さんが熱もそんなにないし、感染はしとるけども薬も出さないと。それで結構と思うんですよ。普通熱が出てちょっと静養するようなことで早くしないと、後から考えたら結果的には何でもなかったことを医療従事者の方大変と思うんですよ。

非常に御苦労に感謝しております。これから体を気付けて頑張ってください。

○酒井副班長

起債残高の合計は今どれぐらい、どっちも残っておりますか。

○麓西予市民病院事務長

令和3年度末で45億9200万6027円でございます。野村病院が4億9971万1198円でございます。

○酒井副班長

細かい数字は分かりませんが、覚えてませんけど、要するに3年度末で市民病院で約46億円、そして、野村病院で5億円ということで大体覚えておきますんで。

○竹崎班長

そのほかありませんか。

○中村委員

麓事務長にお尋ねします。

市民病院の医業収益なんですけど、コロナによる減収と、整形外科では増収ということをお聞き

しました。

整形外科の増収ということはなぜだろうと単純に思うんですけど教えていただけますか。

○麓西予市民病院事務長

細かなところまでは分析をしてないんですけれども、手術件数が増えたことによりまして、外来及び手術をした後の入院が増えたことによる整形外科の増収でございます。

○竹崎班長

そのほか質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎班長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

認定第 10 号「令和 3 年度西予市病院事業会計決算の認定について」認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎班長

挙手全員により、当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 3 時 54 分）

【つくし苑】

○竹崎班長

再開を告げる。（再開 午後 3 時 58 分）

続きまして、認定第 11 号「令和 3 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の承認について」を議題といたします。

担当事務長の説明を求めます。

○岩本つくし苑事務長

認定第 11 号「令和 3 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」御説明をさせていただきます。

決算書 198 ページをお開きください。

令和 3 年度は、利用者が住みなれた地域で安心して生活できるよう在宅復帰支援や在宅療養支援に力を入れました。具体的には、令和 3 年 12 月から施設基準を在宅強化型から超強化型に変更し、在宅復帰に向けたリハビリをより強化しているところでございます。

また、より質の高いサービスを提供することで得られる介護報酬区分を算定することで、経営の安定化を目指し、年間入所延利用者数は、対前年度より 319 人増、0.9%増となりました。利用者

に選ばれる施設となれるように職員が一丸となって努力をしているところでございます。

業務量ですが、年間施設一般入所者延利用者数は 3 万 1139 人、対前年度 490 人、1.6%の増、短期入所延利用者数は 1,876 人、対前年度 171 人、8.4%の減、施設利用者に短期利用者を合わせた 1 日平均利用者数は 90.5 人、前年度 89.6 人となりました。また、通所リハビリテーションの利用者については、年間通所延利用者数 6,696 人、対前年度 274 人、4.3%増、1 日平均利用者 22.4 人、前年度 21.5 人となりました。令和 2 年度と比較すると、通所の利用者が微増しております。これは、新型コロナウイルス感染症が蔓延している状況の中、感染対策を行いながら安心安全で運営することにより、回復傾向が見られたと考えております。

184 ページをお開きください。

決算報告書について御説明いたします。なお、決算報告書につきましては消費税込みの金額になります。

まず、（1）収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入の施設事業収益の決算額は 5 億 8923 万 7394 円となり、前年度と比較して約 5.4%、2997 万 7113 円の増収となりました。これは先ほど説明したとおり、施設入所、通所者の増加となったことが主な要因となっております。

一方、支出の施設事業費用の決算額は 5 億 6848 万 5010 円となり、前年度と比較して約 2.2%、1218 万 2471 円の増額となりました。主な要因は、超強化型への移行のため、介護職員の増員を図ったことにより給与費は増額になりました。また、新型コロナウイルス感染防止に必要となる経費も昨年に引き続き増加しております。

次に、186 ページをお開きください。（2）資本的収入につきましては 7073 万 2074 円となっており、市からの繰入金を計上し、資本的支出につきましては、建設改良費と企業債償還金の合計で 7138 万 3274 円を支出しております。

続きまして、188 ページで損益計算書を御説明いたします。なお、金額につきましては、消費税抜きの金額となっております。

1. 施設運営事業収益は介護給付費が主なものであり、前年度比 2489 万 2882 円増収の 5 億 2017 万 120 円となっております。それに対し、施

設運営事業費用では、前年度比 1364 万 836 円増額の 5 億 5222 万 4025 円となり、差引き 3205 万 3905 円の営業損失となりました。

3. 施設運営事業外収益は一般会計からの補助金など 4260 万 1084 円です。前年度と比較して約 4.4%、195 万 7846 円の減収となりました。これは、令和 2 年度に限り、新型コロナウイルス感染症対策の緊急的、臨時的な支援措置の補助金がありましたが、令和 3 年度は支援がなく減額になりました。

4. 施設運営事業外費用は企業債償還利息及び雑支出など 1595 万 1065 円となり、経常損失は 540 万 3886 円となりました。特別利益及び特別損失を含めると 2075 万 2384 円の当年度純利益を計上しました。

なお、前年度までの繰越欠損金と合わせた当年度末の未処理欠損金は 1623 万 8896 円となります。

次に、193 ページで貸借対照表について御説明をいたします。

資産の部、1. 固定資産は、(1) 有形固定資産と(2) 無形固定資産とあわせて 10 億 1032 万 7268 円となり、2. 流動資産は、現金及び預金、未収金で 2 億 11 万 5901 円となりました。未収金の主なものは、2 月、3 月の介護報酬等未収金が 6859 万 5495 円と、同じく 2 月、3 月の利用者負担金未収金が 1051 万 2792 円です。資産合計は 12 億 1044 万 3169 円となりました。

194 ページをお開きください。

負債の部で、3. 固定負債は 6 億 3300 万 8486 円。4. 流動負債は 1 億 2943 万 9230 円。5. 繰延収益は 2 億 8877 万 6258 円となり、負債合計は 10 億 5122 万 3974 円となりました。

資本の部は、6. 資本金で 1 億 7545 万 8091 円。7. 剰余金は、利益剰余金合計がマイナスの 1623 万 8896 円となりました。資本合計は 1 億 5921 万 9195 円、資産の合計及び負債資本合計はともに 12 億 1044 万 3169 円となりました。

197 ページ以降は決算附属書類をつけておりますので後ほど御確認をください。

今後とも、関係機関と緊密な連携を図り、利用者の確保及び経費削減に努め、経営の効率化を図るとともに、さらなるサービスの向上や利用者やその家族の生活の支援をしていけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で、認定第 11 号「令和 3 年度西予市野村

介護老人保健施設事業会計決算の認定について」の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○竹崎班長

岩本事務長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎班長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

認定第 11 号「令和 3 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎班長

挙手全員により、当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

以上をもちまして、本分科会における決算認定についての審査は全て終了いたしました。

○酒井副班長

閉会を告げる。

閉会 午後 4 時 9 分

署名

西予市決算審査特別委員会厚生分科会班長

竹崎 幸仁